平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年9月13日　午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第116号	飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
第3	議案第117号	飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
第4	議案第118号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第119号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第6	議案第120号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第7	議案第121号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第8	議案第122号	財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）
第9	議案第123号	飛騨市乳用牛導入基金条例について
第10	議案第124号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第11	議案第125号	財産の無償譲渡について（飛騨市壱之町駐車場）
第12	議案第126号	字区域の変更について（神岡町西Ⅱ地区）
第13	議案第127号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号）
第14	議案第128号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号）
第15	議案第129号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第16	議案第130号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）
第17	議案第131号	平成28年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1号）
第18	議案第132号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）
第19	認定第1号	平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第2号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第21	認定第3号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第4号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第5号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第6号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第7号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第8号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第9号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第10号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第11号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第12号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第13号	平成27年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第14号	平成27年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第33	認定第15号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第34		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２	議案第１１６号	飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第１１７号	飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第４	議案第１１８号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第５	議案第１１９号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第６	議案第１２０号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第７	議案第１２１号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第８	議案第１２２号	財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）
日程第９	議案第１２３号	飛騨市乳用牛導入基金条例について
日程第１０	議案第１２４号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第１２５号	財産の無償譲渡について（飛騨市壱之町駐車場）
日程第１２	議案第１２６号	字区域の変更について（神岡町西Ⅱ地区）
日程第１３	議案第１２７号	平成２８年度飛騨市一般会計補正予算（補正第２号）
日程第１４	議案第１２８号	平成２８年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第２号）
日程第１５	議案第１２９号	平成２８年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第２号）
日程第１６	議案第１３０号	平成２８年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第２号）
日程第１７	議案第１３１号	平成２８年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算（補正第１号）
日程第１８	議案第１３２号	平成２８年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第２号）
日程第１９	認定第１号	平成２７年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第２０	認定第２号	平成２７年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２１	認定第３号	平成２７年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２２	認定第４号	平成２７年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２３	認定第５号	平成２７年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２４	認定第６号	平成２７年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２５	認定第７号	平成２７年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２６	認定第８号	平成２７年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２７	認定第９号	平成２７年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２８	認定第１０号	平成２７年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第２９	認定第１１号	平成２７年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第３０	認定第１２号	平成２７年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第３１	認定第１３号	平成２７年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第３２	認定第１４号	平成２７年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第３３	認定第１５号	平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第３４		一般質問

○出席議員（１４名）

１番	仲谷　丈吾
２番	井端　浩二
３番	澤　史朗
４番	住田　清美
５番	森　要
６番	中村　健吉
７番	徳島　純次
８番	前川　文博
９番	中嶋　国則
１０番	洞口　和彦
１１番	野村　勝憲
１２番	森下　真次
１３番	高原　邦子
１４番	葛谷　寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹　淳也
副市長	小倉　孝文
教育長	山本　幸一
代表監査委員	福田　幸博
会計管理者	藤井　義昌
総務部長	東　佐藤司
財政課長	野村　久徳
教育委員会事務局長	清水　貢
企画部長	水上　雅廣
商工観光部長	石腰　豊
環境水道部長	湯之下　明宏
市民福祉部長	柚原　誠
農林部長	柏木　雅行
基盤整備部長	青木　孝則
消防長	坂場　順一
病院管理室長	佐藤　哲哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十松　昭英
書記	中垣　由香

平成２８年　第４回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

通告No.	質　問　者	質　　問　　事　　項	
1	井端　浩二	①商店街活性化について ②コンベンション誘致推進事業について	１２日午前
2	森下　真次	①集中豪雨災害の復旧計画及び支援 ②トイレの充実	〃
3	野村　勝憲	①（株）飛騨ゆい発足の経緯と経営について ②飛騨市の観光戦略と体制について	１２日午後
4	中村　健吉	①飛騨市の誇り無形文化財保護について、具体的対応事業について ②学術環境構築推進に向けて飛騨市の対応について	〃
5	仲谷　丈吾	①獣害対策について ②飛騨市の公園について	〃
6	徳島　純次	①飛騨市第二次総合計画・後期基本計画について ②図書館について	１３日午前
7	中嶋　国則	①商工業の振興について ②大村公民館（旧小鷹利村役場）の建替えに伴う保存利用について	〃
8	住田　清美	①文化財の保護と活用について ②市民の健康を守る検診事業について	１３日午後
9	森　要	①山中和紙の伝統継承と後継者育成について ②障害者福祉事業の展開について ③トイレ改修等による受け入れ体制の充実	〃
10	高原　邦子	①ライフラインの一つでもある水道水供給事業に関する市の将来に向けての考えを問う ②市内企業における人材確保について	〃
11	前川　文博	①インターネットの環境整備について ②振興事務所の活用について	１４日午前
12	洞口　和彦	①神岡商工会議所の移転と生涯学習の充実について ②特定健診情報提供事業について	〃

※時間の関係上、午後からの予定者が午前となる場合があります。

（　開会　午前１０時００分　）

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第１　会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により３番、澤史朗君、４番、住田清美君を指名いたします。

◆日程第２　　議案第１１６号　飛騨市防災会議条例の一部を改正について
から
日程第３３　認定第１５号　　平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第２、議案第１１６号、飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第３３、認定第１５号、平成２７年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの３２案件を一括して議題といたします。

３２案件の質疑とあわせてこれより、日程第３４、一般質問を行います。

それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に７番、徳島純次君。

〔７番　徳島純次　登壇〕

○７番（徳島純次）

皆さんおはようございます。

それでは、許可をいただきましたので、私からは大きく２項目について質問をいたします。

１点目は、飛騨市第２次総合計画・後期基本計画関連について、もう１点は、図書館についてです。

まず、１点目の飛騨市第２次総合計画・後期基本計画関連の事項について３つお尋ねいたします。ひとつ目は、介護サービスの今後について。２つ目は、介護施設のＩＴ導入をしてはどうか。３つ目は、人口減少対策実行プランの平成２８年度版は。この３点についてお伺いいたします。

最初の介護サービスの今後は、についてです。

介護保険制度の見直しが３年に１度、実施されますが、７月に開催された社会保障審

議会で介護保険の費用抑制のため、要介護度が軽い人へのサービス見直しが検討されて、来年の通常国会での法改正が予定されています。

この見直しのうち、生活援助や福祉用具の貸与を保険の対象外にするかが焦点となっています。これらのサービスを利用されている高齢者や障がい者にとっては在宅で自立生活を続けるのに大きな手助けとなっています。

介護保険制度の見直しで介護サービスが縮小され、要支援１、２の人、要介護１、２の人への福祉用具貸与が保険外となり全額自己負担になりますと、家族の介護負担が増すか、本人の行動が抑制され、心身状態が悪化する恐れがあります。そうなりますと訪問介護の費用も人材も余計に必要となります。

後期基本計画の分野別の地域福祉計画に、「住みなれた地域で暮らし続けられるようにするために、市民の誰もが身近な地域で安心してサービスを利用できること。そのためには、個々の状況に応じた在宅サービスを中心とする提供体制を整備していくことが基本とします」と謳われています。介護サービスが縮小となったとき、飛騨市はどのように対応するか伺います。

２点目、介護施設のＩＴ導入は。

前期基本計画にて、特別養護老人ホームの増床について、計画数の整備が着実に進められたとありますが、残念なことに介護職員の離職や新規採用が困難なことから職員不足で供用されていません。

夜間の勤務がネックとなり、職員が採用できない状況が続いていますが、ＩＴの利活用により人手不足を補うことを検討してはと考えます。

ベッド上の入所者の動きをセンサーで感知して介護スタッフに知らせる。ベッドを降りたり、体を起こしたりする動きや、けいれんなどの異常を感知すると警報やナースコールが鳴るシステムや、ベッドに取り付けられたセンサーが心拍数や呼吸の状況を検出し、無線ＬＡＮで事務室のパソコンなどにデータを送信する。脈や呼吸に異常が認められると警戒表示のメール通知を受け取る仕組みで、夜勤スタッフが入所者の各部屋に立ち入らなくても入所者の健康状態を確認できるものなどがあります。

介護施設では夜間の定期的な巡回は必要ですが、介護職員の負担軽減になります。

特別養護老人ホーム・たんぽぽ苑や今後、新設される和光園にＩＴの導入を図り、職員の負担軽減することは、介護職員の離職を抑えられると考えますが、市はＩＴ導入をどのように考えているか伺います。

３つ目、人口減少対策実行プランの平成２８年度版は。

飛騨市第二次総合計画・後期基本計画の中で、第二次政策総点検において、明らかになった課題及び、前期基本計画の成果、反省を踏まえ、後期基本計画において特に重視していく取り組みの一つに「人口減少・少子化対策」を挙げています。

この対策の中で、「飛騨市がこれまで実施した人口推移予測については、第二次政策総点検により予想を超える人口減少・少子化の進行が明らかになりました」「さらに、これ

らのことが明らかになった後も、市として人口減少対策として有効な手立てを講ずることができず、体制整備を含む市の対応に遅れが生じていることから、早急に人口減少に歯止めをかけるための取り組みが必要です」と総括し、「今後の市政運営における大きな課題である人口減少を抑制するという観点から、次年度に市が実施する事業をテーマ別・分野別に分かりやすくまとめ、市民と共有する手段の一つとして「飛騨市人口減少対策実行プラン」を毎年度改訂し、次年度の取り組みとしてはっきり示す」とあります。

平成２７年度をどの様に評価したか、また、それを受けて、平成２８年度版は策定されるのかを伺います。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）　※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛德）

市民福祉部長、柚原誠君。　※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長　柚原誠　登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

おはようございます。

私からは、一点目と二点目の質問について答弁させていただきます。

まず、一点目の介護サービスの今後についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で次期介護保険制度改正に向けた議論が展開されております。

本年４月に、財務省が「軽度者の福祉用具のあり方として原則自己負担、一部補助、の仕組みへの切り替え」について提言したこともあり、この提言も踏まえながら議論が行われております。

全国の介護関係団体や全国の地方議会、政権与党内からも反対の意見が表明されるなど大きな注目を集めており、社会保障審議会の委員の意見でも、反対意見が多いといわれています。

この秋には、厚生労働省から具体的な改正内容が社会保障審議会へ提示される見込みですが、どういったものになっていくのか、市としても見守っているところです。

来年度は、第７期介護保険事業計画の策定の年となります。第７期以降の事業展開や施策につきましては、国の改正法案の内容、介護報酬改定の動向を総合的に踏まえながら、市の介護保険運営協議会等で検討していくこととなります。現段階では、まだ厚生労働省より具体的内容が提示されていないので、市がどのように対応するか決定していません。

基本的には、介護保険制度は、その制度の枠組みの中で運用すべきで、制度の改正内容等を市民に説明し、理解を求めることになります。そのうえで、市民の困り感等を十分把握・精査し、もし対応が必要となれば、一般財源や第１号被保険者の保険料を使用

するなど、財源を考慮して施策を決定していくことになります。

福祉用具は、自立の支援、在宅介護の充実と生活の質の向上を進めるうえで、大変重要なものと捉えております。経済負担があまりに大きく、必要かつ有効な福祉用具が利用できないような状況となれば、何かしらの支援策は、必要になると考えています。

二点目の、介護施設のＩＴ導入についてお答えいたします。

議員ご指摘のような介護機器は、６月補正予算及び今回の補正予算で導入支援を図る介護ロボット機器です。介護ロボットの導入は職員不足の介護事業所で介護職の負担を軽減し、介護サービスの生産性・効率性を向上することを大きな目的としたものです。

今回の補正予算で、市内特養３法人にそれぞれ介護ロボットを導入していただけるよう補助金の組み換えを行う予定です。

さくらの郷では、見守りシルエットセンサーという機器の導入を予定しており、議員が紹介されたように、職員が居室を訪問しなくても入所者の見守りが可能となり、夜勤者の負担が軽減できるものです。

たんぽぽ苑では、介護職の腰痛軽減に大きな効果をもたらす腰装着型ロボットスーツを、また、飛騨寿楽苑では、２人で行っていた移乗の仕事が１人でできるようになる機種の導入が予定されています。

このように、用途の異なる機器が市内の特養に導入されることになります。これらの機器を、市内の３特養をはじめ、その他の入所施設や、グループホーム、養護老人ホームなどの施設の方々に、実際の利用状況を見学していただいて、情報交換していただき、介護職の負担軽減効果を検証していただきたいと考えています。市内の各事業所が、それぞれの事業所の困り感にマッチした介護ロボットを選択できるようにして、介護ロボットが普及していくことを目指しています。

議員のご提案の内容に沿う形で、事業を進めようとしているところであり、今後も積極的に介護ロボット等の普及に取り組んでいきたいと考えております。

〔市民福祉部長　柚原誠　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長　水上雅廣　登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、３点目の人口減少対策実行プランの平成２８年度版についてお答え申し上げます。

飛騨市人口減少対策実行プランは、市が政策総点検という独自の課題分析に基づき作成したもので、国が人口減少の克服を掲げて閣議決定した「まち・ひと・しごと総合戦略」に先駆けて策定に着手したものです。

その後、国により地方創生推進交付金の活用のためには地方版総合戦略の策定が要件とされたため、飛騨市においても「飛騨市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定するこ

ととなりました。

２つの計画は人口減少の克服を最終目標とすることにおいて目的が同じであるため、飛騨市の総合戦略は人口減少対策実行プランを元にして策定をいたしました。

これらのことより、現在の総合戦略は人口減少対策実行プランを包括するものであるとの考え方から、新たに平成２８年度版の人口減少対策実行プランを策定することは考えていません。

計画に掲げる取り組みの評価については、毎年秋に実施する政策レビューにおける点検・評価のほか、数値目標いわゆるＫＰＩについては国からの通知により外部有識者等による検証を行うこととされているため、市においても毎年こうした検証作業を実施し、必要であれば総合戦略を改訂するなど、柔軟な計画変更を行うことで引き続き人口減少対策への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〔企画部長　水上雅廣　着席〕

○７番（徳島純次）

介護サービス、特にロボット関係の見守りシステムを導入されていますが、今は、単独で各事業処理導入されていると思います。先ほど言われたように評価をされたうえで、より複合的に利用して負担軽減を図っていただきたいなと思います。

単独よりも複合して、職員の負担を軽減して、２０床供用されてないわけですので、これを早く供用できるような施策をぜひ、お願いいたしたいと思います。

それでは、次の図書館について２点お伺いします。

１点目は、神岡図書館に学習室の設置を。２点目は、図書貯金通帳の利活用についてです。

１点目の、神岡図書館に学習室の設置を。

飛騨市図書館には学習室が二階に設置され、静寂な環境で中高校生が学習に集中できる環境が整っていますが、神岡図書館は同一フロアに学習エリアがあることから、話し声、歩く足音などにより集中できないので、学習室の設置をとの要望があります、神岡図書館の学習室設置についての考えを伺います。

２点目、図書貯金通帳の利活用について。

飛騨市図書館及び神岡図書館の合計利用者数は、合算で６月、１万２,９１４人、７月、１万３,３５４人、８月、１万５，８１２人で一日の利用者数は４９０～５２０人程です。飛騨市の図書館を利用する年齢を５歳～６９歳と仮定しますと、総人口は約１万７,７００人で、利用者比率は３～４％弱程度になります。利用者を増やす方策として、図書貯金通帳をもっと利用してはと考えます。

図書貯金通帳の導入効果として、達成感を刺激し、読書意欲の向上、親とのコミュニケーションツールとしての利用。読んだ本の記録を残すことで、個々に応じた読書支援が行える、があります。

現在、飛騨市図書館、神岡図書館では、手書きで記入する図書貯金通帳、レシートを

貼る図書貯金通帳の二種類が利用されています。しかし、現状は、積極的に図書貯金通帳をアピールして利活用を行ってはいません。予算の関係か、図書貯金通帳の部数が少ないということで、利用者登録をしたときに説明もありませんでした。

読書貯金通帳の予算化を行い、もっと利活用を積極的に行い利用者の増員を図ってはいかがかと考えますが、どのような考えか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　清水貢　登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

神岡図書館での学習室の設置についてお答えいたします。

神岡図書館内の一般の読書席は４１席あり、学習にご利用いただいている方もおられます。基本的に図書館は、静かな環境で読書したり、勉強をするスペースであり、大きな声で話をする入館者や、館内を歩く際の足音が大きい場合には、司書や事務員から注意を促すなどの対応を行っております。

現在のところ、利用者からの直接のクレームはいただいておりませんが、現在の学習席に対する不満や問題の声が顕著に見られるようであれば、例えば、神岡町公民館の部屋を学習室として開放するなど、別途の対応を検討してまいります。

次に、読書貯金通帳の利活用についてお答えいたします。

この制度はユニークな取り組みであると考えておりますが、図書館利用者の認知度を含め、利用は低いものとなっているのが現実です。

配布はカウンターに設置し、希望者にお渡しする形を取っており、今年度は現在までに飛騨市図書館で約９０部、神岡図書館で約４０部配布をしております。

今後は、新規に貸し出し登録をされる方に対して、全員にこの通帳をお渡しするほか、周知方法の見直し等も行い、さらに、通帳が満期となればしおりをプレゼントするなどの楽しむ要素を増やすことにより、利用者の増加につなげ、市民の読書習慣の励みとなるようにしてまいります。

〔教育委員会事務局長　清水貢　着席〕

○７番（徳島純次）

学習室の設置についてもう一度お伺いしますが、４１席あって、確かに静かな環境で読書をするというふうになっていますが、実際に話し声が聞こえたり、足音がやっぱ聞こえるわけです。集中してできないという方もみえますので、ワンフロアを一部、パーテーションなんかで仕切って、読書室にするということは考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

パーテーションの件につきましては、検討させていただきました。

窓からの採光等の関係もありまして、現在のところは、見送りというような形で判断をさせていただいております。

今後、もっと検討をさせていただきまして、有効であればそういった方法についても検討してまいりたいと思っております。

○７番（徳島純次）

ぜひ検討していただいて、静かな環境で学習ができるような環境をつくっていただきたいなと思います。

貯金通帳の件につきましては、先ほど回答がございましたように、登録時に案内をしていただいて、ぜひ利用をふやしていただきたいなと。それによって図書館の利用数、利用者数がふえることを期待しております。

また、将来の話ですが、ＡＴＭ方式というのもございます。こういうのを導入している図書館で、これによって利用者が格段に伸びたという報告はないのですが、そういうのも、今後、検討していただけるとありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

〔７番　徳島純次　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、７番、徳島純次君の一般質問を終わります。次に９番、中嶋国則君。

なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔９番　中嶋国則　登壇〕

○９番（中嶋国則）

議長のお許しをいただきましたので、大きく２点について質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、私、１点目は、商工業の振興についてということで質問をさせていただきますが、少し商工業の振興、商店街の繁栄ということで、関連がございますので、質問に入ります前に、けさの「めざましテレビ」で紹介されました、アニメ、「君の名は。」について、７時２５分から９分間ほど、放映がされました。

この件につきましては、市長からも、縷々、昨日、紹介・宣伝等がございましたので、きょうの朝、放映された中で２点ほど、紹介をさせていただきたいと思います。

テレビをごらんになった方はおわかりですけれども、このアニメに登場する飛騨市内のスポットが何カ所かございます。

特に、きょう、放映された中で、私も驚いたんですけれども、古川の駅が紹介されておりました。この映画と同じ場面を、実際に見るために、全国各地から、おいでになるということでございます。そこでＪＲ高山線の古川駅の、その場面をカメラにおさめるために、ダイヤの紹介がございました。確か下り線のホームに停まる特急列車は、1日1本しかないと。下りですから左右両方のホームに停まることもあるわけですけれども、時間帯、わずか４分間のために何時間も待たれると。

そんな中で、けさの放映では、３時間の間に、４５人の方がおいでいただいたという

ことで、大変ありがたいたことだなと思っております。

そしてもう１点は、けさ、私は新聞を読もうとして、図書館に行ったんですけれども、実はもう既に何人かの方が入られて、図書館の館内で、写真を撮られておみえになりました。図書館の職員に聞きましたら、もう朝から、けさだけで７人もみえましたよと、そういう状況です。多い日には１日８０人もあったということで、これまた大変驚いたんですけれども、図書館の職員がおっしゃるには、８月２６日の映画公開以来、日に日に飛騨市においでになる方、図書館においでになる方が大変ふえておると。

８０人という記録は簡単に破られるだろうと、そんなことを図書館の職員が、言ってみえましたので御紹介をさせていただきます。

そういったことが、この飛騨市の商店街の発展、ホテル・旅館に宿泊される方、あるいは食事をされる方、買い物される方、本当に将来は明るいなということで、ますます、この映画を都竹市長の陣頭指揮で、さらに宣伝に努めていただければ大変ありがたいなと思うところでございます。

それでは、まず初めに、商工業の振興について、５点についてお尋ねをいたします。

１点目は、商工費予算と農業費予算を比較した場合、商工費の予算が大変少ないのではないかとの疑問があります。農業費は、農産物の生産のみならず、農業の多面的機能に役立っています。多面的機能とは、雨水を一時的に貯めることにより、雨水の急激な流出が防止され、下流での洪水や周辺での浸水が防止・軽減されます。その他、地すべり、土砂崩れなどの発生を抑えることが出来ます。この国土保全機能をはじめ、自然環境の保全機能、水源の涵養機能、文化の伝承機能、食料の安全保障などの機能があります。ですから、農業費を減らすのではなく、商工費予算を増額すべきではないかとの論点で、後ほど具体的に述べます。

次に２点目は、神岡商工会議所、古川町商工会、北飛騨商工会の３団体への一般補助金の算出基準を明確にして、市民にわかりやすくするべきと考えます。

３点目は、県や商工会連合会の補助事業が中止された場合、実績が顕著な有益事業については、市単独補助事業として継続できないか伺います。

４点目は、商工３団体の中でも、特に古川町商工会と神岡商工会議所の一般補助金を増額すべきであるとの考えを述べます。

５点目は、商工団体が大規模な事務所の改修する場合、市の補助金がありません。新しく補助制度を作ることを提案します。

以上５点について、もうすこし、掘り下げて質問させていただきます。

従来から、中小企業基本法により中小企業から個人を含めた小規模企業までの施策がなされていましたが、全国の８７％が小規模事業者であり、地域を支えているのは小規模事業者であることから、平成２６年６月２７日に「小規模企業振興基本法」が施行されました。

経済産業省所管の新しい法律としては、５１年ぶりの制定であり画期的なものです。

この法律は、岐阜県選出の渡辺猛之参議院議員が小規模事業者に光を当てようという強い想いで、議員立法としてご尽力されたものであります。

国会中継では、安倍総理が「渡辺猛之委員の御協力により実現したものである」と述べられました。この業績が参議院選挙の大勝利につながったものと思います。

「小規模企業振興基本法」の制定により、岐阜県では地域を支える小規模事業者の支援として、小規模企業振興条例を制定しました。

恵那市、郡上市、東白川村も本年、小規模企業振興条例を制定しました。

県下それぞれの市町村は小規模事業者支援のために、条例制定に向けて検討段階にあります。

さらに、基本法が制定されたことにより、小規模事業者支援法が改正されました。支援法では、第５条に「小規模企業振興基本法」の推進役として、商工会・商工会議所による伴走型の支援を求めています。

これまでは、経営基盤である記帳指導や税務指導が中心でしたが、支援法改正により、新たに経営戦略に踏み込んだ支援を行うために、経営発達支援計画を作成して、国の認定を受ける必要があります。よって、今まで以上にマンパワーが必要になってきます。

そのためには、商工会議所や商工会の財政の現状を把握し、市として支援をすることが急務であると考えます。

商工会議所、商工会の使命は経営改善普及事業が主な事業です。そのために岐阜県からは補助対象職員の人件費の７割程度が交付されています。不足する部分はそれぞれの会費や手数料収入で賄われていますが、商工会の使命は、経営改善普及事業であり、その事業を遂行することが小規模事業者を支援することであり、地域に活力を与えることになります。

地域活性化のために、商工会は市町村の補助金にも支えられて運営されていますが、神岡商工会議所、古川町商工会、北飛騨商工会の財政状況を担当課にお聞きしましたところ、赤字の団体がありました。古川町商工会の平成２７年度決算の経常収支が１０７万円余りの赤字になりました。赤字の原因は、不況による廃業など、会員の減少により、会費や手数料などの収入が減ったことによります。

ところで、飛騨市の当初予算額について商工費と農業費を比較してみました。平成２６年度から２８年度の３ケ年の合計では、商工費が２７億６，０００万円、農業費が２８億７，０００万円です。３年間の平均は、商工費が９億２，０００万円、農業費が９億６，０００万円になります。両方とも９億円余りを予算計上しています。

予算に対する経済効果といいますか、飛騨市内の出荷額等を比較しますと、驚くべきことが分かりました。飛騨市内の年間農業生産額は、約３０億円ですが、商工費に対する工業の出荷額は、平成２６年度工業統計では、年間８８２億円になります。

また、平成２６年度商業統計では、卸売業の販売額が９７億円、小売業の販売額が１８４億円です。工業統計と商業統計の合計では、なんと１，１６３億円の巨額になり、

農業生産額の約４０倍もの生産があるのです。

さらに商工費の予算は、工業や商業のみならず、ホテル・旅館・サービス業などいろいろな業種の方々への政策として使用されています。端的に言って、費用対効果に疑問を持たざるを得ません。

費用対効果の観点から、もっと商工業の振興に予算を多くつけるべきではないでしょうか。市長の英断に期待します。

さて、市が商工団体に補助している目的を定めない一般補助金は、古川町商工会４５０万円、神岡商工会議所３２４万円、北飛騨商工会３００万円です。補助金に対する会員数は、古川６０８人、神岡４０９人、北飛騨７０人です。会員１人当りの補助金は、古川７，４０１円、神岡７，９２２円、北飛騨４２，８５７円になります。特に古川町商工会は、岐阜県内の商工会４６団体の中で最低の補助額であり、県の最下位です。

商工業などの豊かな発展のためにも、一般補助金の算出基準を明確化して、市民にわかりやすくするべきと考えますが、市のお考えを伺います。

また、県や全国商工会連合会等の補助事業は、２～３年間の限定補助事業であり、顕著な効果が表れても補助金が打切られてしまうと継続が困難になって、事業を中止せざるを得ない状況にあります。

県や全国連合会等の補助金が打ち切られた場合、有効な事業については、「小規模企業振興基本法」第３条及び７条の趣旨にのっとり、市単独事業として継続すべきではありませんか。市の考えをお尋ねします。

さらに、国では近年毎年補正予算が繰り返し組まれていますが、それくらい突発的災害または経済の悪化に対する財政支出の拡大が必要な状況です。

そのような中で、旧来の「予算会計」にて即座に事業を立案実行できない体制、特に自己財源をほとんど持ち得ない商工会が、この時流に乗ってその時々に合わせた事業展開を望んでも、資金がなければ取り組むことは不可能です。時勢を外し好機を逃してから悔やんでも遅いのです。

即座に事業を立案実行するためにも一般補助金としての必要性を感じますがいかがでしょうか。

事業費に対する補助金ではなく、委託事業という考え方もありますが、委託事業はその事業にしか使えないものです。先ほども申しましたが、その時々に合った、即座に取り組めるものでなければならないと考えますがいかがでしょうか。

特に、赤字になった古川町商工会や補助金単価の低い神岡商工会議所の一般補助金は増額すべきではありませんか。

さて、古川町商工会館は、昭和６１年４月にオープンし３０年を経過しています。冷暖房施設や給排水管施設などの老朽化が進み、大規模改修の必要性に迫られています。大規模改修については、市としても特別な補助制度を創設すべきと考えますが市長のお考えを伺います。

◎議長（葛谷寛德）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

答弁に入ります前に、議員から「君の名は。」の話がございまして、御紹介をいただきました。

空前の大ヒットでして、聞いてみますと、興行収入が非常に伸びておるので、年内はもとより、年を越えてからも上映するんではないか、というような話もあるそうです。その舞台として、こうして公開の早い時期に飛騨市が取り上げていただいて非常にありがたいことだと思っております。

きのうも少し申し上げましたが、今回の映画の特徴は、実は飛騨市という特定がもともとされていないわけでして、それが口コミで伝わっている。そして、それが映画の場面と実際に一致しているというところが流れていることなんです。

映画の中に公式には、この飛騨市という特定がないんですが、どうもこれをずっとたどってきますと、８月上旬に市がポスターでＰＲし始めてから、それがＳＮＳで流れて、広がっているという、今までにないこの観光の広がり方をしているのではないかと思っております。

その中で、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムといったＳＮＳが非常に大きな役割を果たしておりまして、この市民の盛り上がり、情報発信というものが、そのまま観光振興につながるという、過去になかったことが今、起こっているのではないか。

その意味では、私ども市の職員も、市もそうなんですが、議員の皆様方もぜひ、いろんな形で情報発信をしていただくことが、基本的に大事だと思っています。あわせて、そういったこともお願いをしていきたいと思っております。

さて、答弁の方に入らせていただきますが、まず、商工費予算と農業費予算の比較と、いう話がございました。

まず、商工費予算と農業費予算の比較という話がございました。

商工業の振興も農業の振興も、飛騨市にとっては本当に大事で、重要不可欠なものであるわけでございます。ただ、その支出の性格、内容というものが、これは大きく異なっております。したがって、それぞれの生産額、出荷額を単純比較するのは、私はなかなか適切ではないのではないかという思いをいたしております。

商工費は、国においても地方自治体においても、基本的には企業の支援に要するソフト事業が中心ということでございますけれども、農業費は土地改良や農村集落排水といったハード事業、それから農家に対する生産調整の費用が含まれておりまして、予算の構造が全く異なっておるわけでございます。

しかも、その財源も、市レベルでみますと、商工費の多くは市の単独財源ですが、農業費は国や県の補助金が多くを占めておりまして、その構造も違うということでござい

ます。

さらに、生産額のことについて議員お触れになりましたけれども、工業製品と農産物の価格というのは、これは大きな差があるというのは、いわば当然のことでありまして、ＧＤＰベースでもこれは大きな差がある。産業の性格も、自立的な民間活動を支援するという商工業と、国土保全、食糧保障の目的を持つ農業振興というのは、これもまた同一に論ずることはできない。したがって、予算投入に対する効果として、費用対効果の観点で私は論ずるべきではないのではないかという思いをもっております。

ちなみに、これは恐らく、国、県においても行政の中では共通認識ではないかというふうに考えておりますが、参考までにご紹介しますと、岐阜県の平成２８年度予算、それと商工業の生産額、出荷額等と、それと農業の予算と生産額を比較いたしますと、まず農業ですが、岐阜県の平成２８年度予算、農業費予算が２６４億円、これに対しまして、農業生産額は１，１３２億円ということで、４．３倍ということです。商工業は、商工費予算が４７０億３，０００万円、ただ、このうちには、財政的には実体がない県制度融資というのが、３４５億円含まれておりますので、これを除きますと、実質的には１２５億円に対しまして、製造品出荷額、卸売業・小売業販売額の合計は８兆７，９４３億円で、実に７０３倍ということでございます。飛騨市よりもその差ははるかに大きいわけでありますけれども、これを予算額と比較する議論というのは、私は聞いたことがございません。

したがいまして、産業予算というのは、それぞれの業種の性質や目的を踏まえて、地域のニーズに応じて必要かどうか、その効果がどういう効果があるのかを精査して計上していくというふうに、考えておりますので、飛騨市としてはそういう考え方で認識をしていきたいなと思っているところでございます。

そして、今度は補助金の話でございます。

商工３団体の運営補助金の件、それから古川町商工会、神岡商工会議所の一般補助金増額の件、２点目と４点目ですが、こちらをまずあわせてご答弁申し上げます。

まず、商工団体の一般補助金について、これを、ルールを作って、また増額すべきではないかというお尋ねでございます。

古川町商工会から、ことし７月６日にご要望を頂戴いたしまして、一般補助金を増額して欲しいと、これは議員の質問とほぼ同趣旨のご要望であったわけですが、それを頂きました。その際に市の一般補助金の会員一人あたりの補助額が県下で一番低いということについても、その際に資料をいただいたところでございます。

その際のご要望を参考までに申し上げますと、さくら物産館の高度化資金の返済に関する飛騨市の負担分というのが４４９万円ずっと続いておりまして、これが今年度で終了する、それと同額を一般補助金として補助してほしいと、こういう話でございまして、その理由はと尋ねますと、会員数の減少や手数料の減少で、平成２７年度初めて赤字になった、しかも臨機応変に事業展開を図るためには自由度の高い予算が必要であるとい

うことで、そういったご要望を頂いたわけでございます。

私がその場で申し上げましたのは、単年度赤字になったからというだけでの理由で補助金の増額をするのはなかなか理解が得られないのではないか。なぜ赤字になったのかという詳細な分析をしていただいて、必要なその分析をやったうえで、具体的に実施したい前向きな事業等の提案があれば、これは、その支援については積極的に検討したいということを申し上げたところでございます。

その後、これにつきましては、市も一緒に赤字の原因等々を調査します、一緒になって考えさせていただきますと申し上げましたので、それにあわせまして、各商工団体への一般補助金のルールや推移についてもその際に確認を致したところでございます。

そうしますとわかりましたことが、古川町商工会と神岡商工会議所については、平成１６年度の合併以降、前年同額で補助金がきておる。そして、北飛騨商工会については組織の統合があった関係で平成２２年度以降、ほぼ毎年同額の予算が組まれておるということでございます。つまり、いずれも明確な算定基準がないということでございます。

第三次行政改革のアクションプランの中でそのルールづくりということが盛り込まれておりまして、この三次行革というのは今まさしく期間中であるわけですが、まだ具体的な検討に至っていないということがわかったわけでございます。そこで、これはやはりルールを作らなければならないという、こういうことです。

これにあわせまして、県内市町村の対応をいろいろと調べてみましたところ、高山市は、総人件費や県補助金額などに基づくルールを定めておる。下呂市は均等割をまずやったうえで、会員数割、事業所数割という格好でそれに金額を加える格好で補助金を算出するというルールで行っておりまして、いろいろと聞いてみますと、本当にまちまちで、これが主流というルールがないということです。

ただ、いろんな試みがされておりまして、そのルールにしたがって、いろんな課題というのも各市において、持っておるというふうに思いますので、私としては、こうした近隣市の基準なども参考にさせていただいて、改めてこの飛騨市内の各商工団体に対する一般補助金算定のルールを作りたいというふうに考えておりまして、そのルールに基づいた補助金額を、来年度予算に反映させていきたいとこのように考えているところでございます。

それから、三点目の話ですが、県や連合会補助事業が中止された場合に、市の単独補助として継続すべきではないかという話がございました。

一般に補助金の交付事業というものは、国、地方自治体ともに大体２～３年という事業期間を設けて制度化されているというのが通常でございまして、これは、事業に当たる主体者という者は、事業を実施する当初から、補助金が無くなった場合どうするのかを、やはり想定をした中で、事業を継続していかなければならないというふうに私は思っておりますけれども、一方で議員がご指摘のありましたように、大きく成果が上がっている事業といったものは、やはり、ここで市が支援することによって、さらに発展が

見込まれていくということは、当然あるわけでございまして、こうした事業につきましては、単になくなったから補助というわけではなく、これまでの取り組み内容とか成果とか、今後の展望ということを教えていただきまして、また、個別、具体的にご提案を頂戴する中で、それを市の政策としてどう位置づけるかということを検討したうえで、予算化をしていきたいというふうに考えております。これは個別、具体の内容に応じて判断していくという考え方でございます。

それから、最後に商工団体の事務所改修に対する補助金制度の創設というお尋ねがございました。

これも議員お触れになりましたが、古川町商工会からも空調設備の更新など、大規模改修に対する支援のご要望ということをうかがっております。また、神岡商工会議所からも、今般の事務所移転に伴いまして大規模改修が発生するものですから、それに対する助成をというご要望も頂戴しておるところでございます。

市内の商工団体、神岡商工会議所、古川町商工会、北飛騨商工会ですが、私は非常に大事な団体だというふうに常日頃思っておりまして、飛騨市の商工業振興の中心ということはもちろんですが、まちづくり、観光振興ということに関してもいずれの団体も中核になっておりまして、まさしく、市と車の両輪で地域の活性化に取り組む重要なパートナーだというふうに考えております。

しかも、これらの法人は、商工会議所法、それから、商工会法に基づく認可法人という市内の中でも、特別な位置づけにある法人でございまして、同様の地域活性化、商工関係の団体とはまた法的な位置づけをもつという点において異なっておるわけでございます。

そうしたことを考慮いたしまして、その拠点となる事務所等の大規模改修については、別途の補助制度が必要であるというふうに私も考えておりまして、早速、その制度化について、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○９番（中嶋国則）

再質問をさせていただきます。

まず農業費と商工費の比較っていうのはいかがなものかと、比較するのが、妥当ではないというようなことを言われました。

私もそれが正しいって言いますか、参考にはできる値ではないかなということを思って提案したわけでございます。

先ほど一般財源の予算のことがございましたけれども、私、一般財源はどのくらい使われているかなということもみましたら、商工費につきましては、約５億３，０００万円それから、農業費につきましては、約６億５，０００万円使われております。

こういったことを見ますに、１億２，０００万円ほど農業費の方が多いわけですから、やはり、１億円とは言いません。やっぱり事務費的なことを含めて、１，０００万円な

いし２，０００万円の商工費、人件費部分は増額していただきたいと思うわけでございます。

その中で、最初に質問を申し上げましたが、県でも、小規模企業振興基本法をつくりました。また、町村についても、既に３町村ほどありますが、飛騨市としては小規模企業振興基本法をつくる思いがあるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

△市長（都竹淳也）

小規模企業振興条例ということだと思います。

やはり私も、こうした要望がかねてからいろんなとこであることは承知しております。

そうした条例の形で明確にしていくということは大事な一つの選択肢ではないかなと思っておりますが、同時に具体的に中身として何をやっていくのかっていうことが、やっぱり問われると思っております。

国の法律は、今の商工業関係の一つの流れになっておりますけども、どちらかというと、企業の自分で考える力、稼ぐ力を高めていくということを、その法律の施行によって一つ舵を切ったんではないかなと思います。

また、補助のあり方についても、使いやすく自由度の高い使い方をしていくという方へ舵を切っているのではないかなというような見方をしております。

そうした実がともなう格好で条例を制定するというのが大事なことだというふうに思っておりますんで、そういった商工業の支援策の中身をどのように変えていくのかということも、検討する中で、この条例の制定についても考えていきたいというふうに思っております。

○９番（中嶋国則）

次にもう少し、細かいところで質問をさせていただきます。

先ほど市長の答弁の中に、高山市あるいは下呂市を参考にしながら検討していくというような答弁がございました。

そこで私も実は高山市、下呂市の状況、特にこの一般補助金について、調べましたところ、大きい違いがあるなと思ったことがございます。

といいますのは、古川町商工会は６０８人ですけれども、この類似商工会はどこかということを、調べましたところ、高山北商工会ここは国府町、旧上宝村、それから丹生川町の三つの地域が一つになって、高山北商工会を形成しております。ここの会員数は、古川町商工会と似通っておりまして、５９８人。それから下呂町商工会につきましても６１１人という、非常に古川町商工会と似たような会員数でございます。

そこで、肝心のその補助金ですけれども、一般補助金、運営に使うそういう補助金はいくらかといいますと、古川町と比べると２倍以上多いということです。参考までに申し上げますと、古川町の４５０万円に対し、高山北商工会は９２９万円。古川町との差が、４７９万円もあります。また、下呂町商工会につきましては、６１１人で補助金が７６５万円、いうことで、古川町との差が３１５万円もあります。

同じ一般補助金ということで、先ほど、新年度に向けて検討するということでございましたので、現在の２倍、せめて高山北商工会くらいにお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

金額を決めて裏から木登りというわけにはいきませんもんですから、まずはルールをきちんと検討してみたいと思っております。

どういう理屈のルールがつくれるかという中で算出して、来た値がどういう数字になるかということで考えていきたいと思います。

もちろん、他の商工会の状況も資料をもらって把握しておりますし、私も改めて調べ直したいと思います。まず、わかりやすいルールづくりから入りたいと思います。

○９番（中嶋国則）

高山市にその三つの商工会がございます。東西南北の東はございませんけれども、残り、北と西と南の商工会がございます。ここは、いわゆる一般補助金の算定ルールがあります。

それは聞くところによりますと、先ほども申し上げましたけれども、県から約７割の補助金が出ます。そうすると、後の３割が、それぞれの商工会の負担ということになるわけですけれども、会費であるとかそういったものを除いた不足分を、高山市では三つの商工会に一般補助金として出しているということです。

これも参考に、ぜひ、新しいルールをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

高山のルールも承知いたしておりますが、改めて、近隣各町、商工会に対する補助のルールを高山市、下呂市等々と詳しく聞きまして、そういうのも参考にしていきたいと思います。

○９番（中嶋国則）

ありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、小規模企業支援法も改正されて、新しく経営の指導、そして改善計画まで、商工会、商工会議所が応援しなきゃならんということになりますとやはり、マンパワーが必要になってきますので、ぜひその辺、人件費を一般補助金に反映をさせていただきたいと思います。

それでは次の２点目の質問をさせていただきます。

大村公民館（旧小鷹利村役場）の建替えに伴う保存利用について質問します。

大村公民館は、昭和８年６月１５日に小鷹利村役場庁舎として竣工し、古川町合併後は、小鷹利支所として利用され、その後、小鷹利農協事務所、現在では、大村公民館として中野区民をはじめ大村地域の市民に親しまれ、昭和８年から８３年の長きにわたり使用されてきました。

このたび、中野区民からの要望により、バリアフリーなどの対策のため、取り壊して、集会所としての現代的な新公民館建設計画が決議され、一日も早い着工を待ち望んでいる状況にあります。

さて、飛騨地域の現在も残っている旧役場庁舎を調査しますと３件あります。一番古いのが明治２８年に建てられた旧高山町役場です。昭和１１年から昭和４３年まで高山市役所として使用され、昭和５７年高山市文化財に指定されました。２番目に古いのが旧大八賀村役場です。昭和１２年に建てられ、高山市役所大八賀支所大八賀公民館として使用され、平成１５年高山市文化財に指定されました。３番目は、大八賀村役場に遅れること１年の、昭和１３年に建てられた旧朝日村役場庁舎です。朝日村役場として使用されていましたが、平成１５年にオープンした、美濃加茂市の日本昭和村に移築され、当時の面影を残したまま昭和村役場として公開されています。

そこで、２点について質問します。

１点目、歴史と文化財に造詣の深い市長ですが、それをどのように行政に活かすべきとお考えか伺います。

２点目、旧小鷹利役場庁舎は、先に紹介しました、旧大八賀村役場や旧朝日村役場よりも古く、そのまま残っており、私は、昭和初期の村役場庁舎として、文化財価値のあるこの建物を移築して残すべきと考えますが市長のお考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

御答弁申し上げます。

旧小鷹利村役場の大村公民館の話でございますけども、行政に移行した文化財をどう生かしていくべきかという話でございました。

私は、こうした古き時代の趣を残す文化財的な価値のある建物、この、大村公民館もそうでございますし、例えば神岡の深山邸、それから個人所有の建物なんかもございます。こうした市内に多く存在しておる建物というのは、それが文化財指定を受けているかどうかということにかかわらず、一度壊してしまうと取り返しがつかないと考えておりまして、何らかの形で保存をし、またそれを、飛騨市の観光振興、あるいは、郷土教育、ふるさと教育、そして地域の誇りづくりといったものに生かしていきたいというのは基本的な考え方でございます。

そうした中でこの文化財、文化行政、観光行政、さまざまな教育、さまざまなものに活かしていきたいというのが基本的な私の考え方でございます。

それで、今議員からも話ございましたけども、この大村公民館（旧小鷹利村役場）なんですが、市の行政資料室の方でも調べてもらったわけなんですが、お触れになりましたとおり飛騨地域内で残っているのは、高山市政記念館となっている旧高山町役場庁舎

とそれから、高山市文化財の旧大八賀村役場、そして朝日村の役場は移築をされておりますので、そして飛騨地域にもう一つ残るのはこの大村公民館の旧小鷹利村役場とこういうことでありまして、大変、貴重なものであるという意見でございました。

今、この建物現在、古川町中野区が所有されておるわけでございますけども、来年度にも建てかえが予定されているということで、現在の場所での維持や区で移築、管理ということもなかなか難しいということで地元の区からも、市での保存活用を求めるという御意見も御要望もいただいておるところでございます。

こうしたことも踏まえまして現在、市におきましては、建物の構造等の調査を行い、移築をするとくらいかかるのかという積算を行っておるところでございます。その評価を行ったうえで、保存に耐えうる建物なのかどうか。また、いくらくらいかかるかということに対する財政的な対応が可能かどうかということを検討いたしまして、これが移築が可能だと。そして、またそういった場所もあるということであれば、この具体的な保存と利活用について検討していきたいと考えておりまして、現在その作業を行っておるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○９番（中嶋国則）

文化財に大変造詣の深い市長のお気持ち、それから見識の高い文化財行政がよくわかりました。

市民憲章にあります、「文化が薫る活力と安らぎの町」になることを期待いたします。

私の質問時間があと４分ございますので、先ほどの商工の振興について少し質問してもよろしいですか。

時間があれば質問したいなと思っておったことが一つございます。といいますのは、先ほど商工団体、３団体の会員合計は、神岡、古川、北飛騨をあわせて、１，０８７人の会員でございます。さらに、先ほど資料として説明しました、費用対効果の中で、１，１６３億円の出荷額があるんだ、卸小売額があるんだと申し上げましたけれども、実はこの１，０８７人のうち、工業と商業の統計を計算される事業所というのは大変、少のうございます。１，０８７事業所のうちの３７０事業所だけなんです。残りの７１７事業所は、どんなところが含まれておりますかといいますと、土木工事、建築工事、そして電気工事、こういったものは建設業という分類で、工業統計、商業統計には入っておりません。まして、ホテル、旅館、その他、個人経営のいろんなサービス業がございますけれども、こういった７１７事業所は、全く、統計に入っていないという現状がございます。

これを事業所統計、あるいは経済センサスから一体どのくらいの方が７１７事業所に、勤務してみえるかと思いますと、大体、４，５００人前後は、この７１７事業所にみえるというふうに推計をしております。

この７１７事業所からの生産額、出荷額はいくらくらいになるかといいますと、この

人数割りで商工業の人数割りで単純計算しますと、大体４，５００人いるとすれば、１，２００億円。さらにこの生産額が、売り上げがあったということになるわけでございます。

こういった飛騨市内１，０８７事業所を応援するのが、商工費でございますので、もっともっと商工費に思い切って、先ほど１，０００万円か２，０００万円と言いましたけれども、今改めてちょっと問い直しますが、この７１７事業所を含めた１，０８７事業所に対する予算も意欲的に、盛込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたが、本当に商工会議所、商工会の構成団体というのは、おっしゃるとおり建設業から観光からサービス業から本当に、幅が広く、市のまちづくり、観光はもとより、本当に幅広く、活動、活躍をいただいております。そこの支援をしっかりして行かなければいけないということはもう基本線として、しっかり持っておるわけでございます。

それで、繰り返し、増額をという話なんですが、繰り返し申し上げますが、ルールをまずつくりたいと思っておりますので、その中で、いろいろ検討していきたいと思いますし、当然、その重要性というのは重々認識をしております。

商工会議所、商工会の活動がより自由で活発になれるような方向でいろんな検討をしていきたいという気持ちを持っておりますので、そうしたことを念頭に置きながらルールづくりを進めてきたいと考えております。

○９番（中嶋国則）

私の言い方がちょっと悪かったかなと思うんですけども、今度は商工会、商工会議所の補助金ではなくて、政策的におおいに、１億円、２億円使っていただきたいという意味で再質問をさせていただきました。

何といいましても会員数が減るということは、飛騨市の産業の衰退につながるわけです。産業の振興なくして、飛騨市の未来はないと思います。商工業等の振興なくして、福祉や、教育の充実もまたできないと、そう思うわけです。福祉や教育の充実には、当然、資金が必要になります。その資金を、見出しているのは何でしょうか。新年度予算に大きく反映されることを期待して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔９番　中嶋国則　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

以上で中嶋国則君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛德）

次に午後に予定しております４番、住田清美君の一般質問を行いますが、ここで暫時

休憩といたしたいと思います。再開を午前１１時２５分といたします。

（　休憩　午前１１時１６分　　再開　午前１１時２５分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に、午後に予定しておりました住田清美君の一般質問を行います。４番、住田清美君。

〔４番　住田清美　登壇〕

○４番（住田清美）

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、大きく二つの質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、文化財の保護と活用についてお尋ねいたします。

昨日の中村議員の一般質問にて、無形文化財保護についてがございまして、伝統文化財の記録作業に前向きの答弁をいただいたところです。また、先ほども文化財についての見解を承りましたが、私は、史跡などについての文化財についてお尋ねしたいと思います。

平成１８年に制定されました飛騨市市民憲章には、「わたくしたちは、美しい山河につつまれて、豊かな歴史と伝統を誇る飛騨市民です。文化が薫る、活力とやすらぎのあるまちをめざし、力を合わせて進みます」とあります。このように飛騨地域は古くから歴史があり、それに伴う多種多様な文化が息づいています。中でも文化財に指定された貴重な財産がたくさんあります。

合併により、旧町村で所有していた文化財は飛騨市に受け継がれ、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物などに分類された文化財は、国指定が８件、県指定が６６件、市指定が２６３件、合計３３７件もの貴重な文化財があります。先人から受け継がれた文化財を守り後世につなげていくことが我々の使命でもあります。

また、文化財を活用した新たな取り組みにより、さらなる文化の発信をすることも必要ではないでしょうか。そこで、文化財の保護と活用につき次の点をお伺いします。

まず、はじめに文化財の保護についてです。

飛騨市文化財保護条例によれば、文化財は、飛騨市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって飛騨市民の文化向上に貢献することを目的としています。

指定文化財の維持管理を行う主体は所有者でありますが、市は管理、又は修理に関し必要な指示をすることとし、保護していくための手助けや巡回しながら状況を確認することが望まれています。

また、国や県の指定文化財については、修繕や保護内容について、各機関や、所有者

との調整も行わなくてはなりません。当然、専門知識も必要不可欠です。

飛騨市に現在あります、３３７件もの文化財は、種別、時代、分類が多岐にわたりますが、すべて現状を把握しておられるでしょうか。また、いかに保護につなげているかもお伺いします。

さらに、平成２１年には古川町内にありますすべての指定文化財を記載した「古川町文化財案内」というガイドブックが古川町町史編纂室から発刊されています。精度の高いものとお見受けしますが、飛騨市全体の文化財一覧、ガイドブックのようなものは作成する予定はないのでしょうか。

次に文化係の体制についてお尋ねします。

地域の宝である文化財の指定や解除、現状変更、さらには保護に関する助言など文化財業務のほかに、文化施設の管理・運営なども行い、多岐にわたる業務をこなしています。学芸員１名という配置の中で、しっかり文化財保護ができるのか人員配置についての考えもお伺いします。

次に、文化財の活用についてお尋ねいたします。

文化財の中でも「記念物」と言われる、史跡・名勝・天然記念物などの類は、常に人の目に触れやすく、親しみやすいものでもあります。

古川町高野地区には古墳遊歩道という立て看板があり、地区に点在する４カ所の古墳を案内しています。中でも県の指定を受けている、「高野水上円墳」と「高野光専寺古墳」は横穴式石室で保存状態もよく、専門家には高い評価をうけています。

さらに最近は、ネット環境が充実し、キーワードで検索すると詳細な情報が入手できるようになり、来訪者も増えています。

また、神岡町には国の史跡に指定されている「江馬氏城館跡」があります。江馬館を始め山城一体を含めた指定であり、「岐阜の山城５０選」にも選ばれており、こちらも情報誌を片手に来訪される方がたくさんおみえです。

市内にはこの他にも優れた史跡等がたくさんあります。いにしえのロマンに遭遇する文化財の旅として、古墳巡りコースや山城探索コースなどお勧めのコースを作り、新たな切り口で誘客を促すことはいかがでしょうか。文化財を観光客目線で活用してはいかがでしょうか。まず、市民向け史跡探索などを行ってみるのもよいかもしれません。この他にも、工芸技術として指定されている山中和紙や生掛け和ろうそくなど発信力の高い文化財もあります。

飛騨市の文化財は飛騨市民の財産でもあります。その存在を知ってもらい、一人でも多く後世への語り部となってもらうためにも、また、文化のまち飛騨市を外部発信するためにも、文化財の活用を検討されてはいかがでしょうか。

一つの切り口として、「日本遺産」制度があります。これは、各地に数多く点在する文化財にストーリー性などの付加価値を付けて魅力を発信するとともに、文化財を核に地域の産業振興・観光振興や人材育成等とも連動して、一体的なまちづくり政策を進める

ことで地域のブランド化や地方創生にも貢献することとなりうる制度です。「歴史文化基本構想」策定などの課題もありますが、検討してみてはいかがでしょうか。

次に、文化財の新たな価値を高めるとして、杉崎廃寺についてお尋ねします。

現在は、県の指定文化財ですが、数年前、公共施設の建設候補地となり、現状確認のため試掘を行いました。結果、優れた遺跡であり、保存を優先することとなりましたが、当時、文化庁からは国指定の可能性も含めた意見をいただいております。市としては杉崎廃寺を今後どのようにされるのかお伺いします。

飛騨市の宝物を再認識していただくためにも、以上文化財についての質問させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

文化財の保護と活用についてお尋ねがございました。今議会の一般質問は、文化財議会さながらでございまして、私も非常に想いの強い分野ですので、２点目の活用につきまして御答弁申し上げたいと思います。

飛騨市には多くの文化財があるということは、議員も今、お触れになりましたところでして、その活用は、市民の皆さまの地域に対する誇りの醸成につながるだけでなく、子どもたちのふるさと教育、さらには歴史に関心ある方々の誘客にもつながるもので、その活用は私にとっても大きなテーマと位置づけております。中でも議員ご指摘の古墳や山城、工芸技術については、私も重要であると考えているところです。

まず、山城や古墳については、市民の皆さま方からのご要望もあり、これは早速、取り組んでいきたいと考えております。現場の状況を見ますと、木が伸びて見晴らしが悪い、草が生い茂っていてなかなか近くに近寄れなかったり、案内看板や説明看板が不十分、あるいはあっても朽ちているというところを確認しておりまして、まず、周辺の手入れを行い、看板等を整備していくことが必要だと考えております。

このうち、山城については、「重点山城」のような形で優先順位を決め、順次整備をしていきたいと思っており、歴史的な重要性や景観のよさ、アクセスのしやすさということを踏まえますと、古川城跡・小島城跡・向小島城跡・小鷹利城跡・野口城跡・高原諏訪城跡・傘松城跡は、飛騨市内の中で「重点山城」の中に入ってくるのではないかと考えておりまして、こういったところはできるだけ早く整備をしていきたいと考えております。

また、古墳については、古川町高野や中野にある古墳群を中心に、看板整備などの適正な保全を行っていきたいと考えていまして、こうした取り組みを進めながら、「山城巡り」「古墳巡り」といったテーマに基づく散策ルートなどコースづくりを行い、研究者や観光客も訪ずれることができる場所にしていきたいと考えております。

また、山中和紙と生掛け和ろうそくの工芸技術があり、飛騨市美術館や民芸会館なども活用し、その技術美に視点をあて、展示ＰＲを行っていきたいと考えておりますし、外部への発信も積極的に行っていきたいと思っております。

次に、日本遺産の件についてお答えします。

日本遺産は、日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものであり、県内では岐阜市の「信長」と、高山市の「飛騨の匠」が認定されています。この制度は、単一の市や地域でストーリーが完結する地域型と複数の市や地域が関係してストーリーが展開するネットワーク型があり、いずれをとるにせよ、そのテーマ設定が肝になります。

こうした中で飛騨市内、どうしたテーマがあるかと考えてみますと、例えば、宮川町、「石棒」、石にまつわる文化財があります。これは、北陸地方にまで広がりがあるものでして、これもテーマの一つではないかと思っています。いずれにしても専門家の知識を要するところもございますので、専門家の方々にもお知恵をいただきながら、検討してまいりたいと考えております。

最後のご質問の杉崎廃寺については、平成２２年に文化庁の視察及びヒアリングを受け、国指定の価値があるという評価をいただいております。今後は、指定に向けて文化庁・県教育委員会と相談し、あわせて利活用についての検討を進めてまいります。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　清水貢　登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

１点目の文化財の現状把握と保護についてお答えします。

国指定文化財については、国文化財巡視員が月１回程度、県指定文化財及び市指定文化財については、岐阜県文化財保護巡視員が年２回程度の巡視を行い、意見等がある文化財について現地確認と保護の方針を示したうえで、国又は県に報告書を提出して保護対策の相談を行っています。

また、市指定文化財については、文化財保護審議会や各分野の専門家と所有者を交えた３者で保護の方策を相談し、協議することとしています。

次に、文化財一覧ガイドブックの作成についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、古川町の文化財案内については作成されていますが、飛騨市全体の文化財を一覧できるものについては、現在のところ存在しないことから、市としては、何らかの形で、まとまった冊子を作成したいと考えているところです。

まずは、個々の文化財の写真撮影などから着手し、ホームページへの掲載なども並行して行いながら、準備をしてまいります。

次に、文化係の体制についてお答えします。

専門的な知識を要する文化財保護関連の事務を進めるにあたっては、学芸員の確保が必要です。現在、市には５名の学芸員資格を持った職員がおり、生涯学習課内では生涯学習係員・文化係員・美術館嘱託職員が、他課となりますが、市民児童課と教育総務課臨時職員が在籍しています。

今後は、これらの学芸員をその専門分野にあわせて効果的な配置を行うとともに、学芸員の増員についても検討していきたいと考えております。

また、個々の学芸員の能力を最大限に発揮できるよう、文化財の研究や企画展示、保護活用にも積極的に関わらせていきたいと考えています。

〔教育委員会事務局長　清水貢　着席〕

○４番（住田清美）

飛騨市にある貴重な宝であります文化財を大いに活用していただけるように望むところでございます。

その中で、保護について１点お尋ねいたします。

昨日の中村議員の文化財の質問の中にもありましたが、消滅寸前の伝統芸能につきましては記録保存をするというような答弁をいただいております。指定してあります文化財の中にも、例えば古墳とかはもちろんそうなんですけれど、書物ですとか、あるいは刀とか刀剣とかそういったものも個人所有の文化財もたくさんあります。今、所有者の方については保存に向けて、そういう意識を持っておられると思いますが、これがだんだん代がわりをしていきますと、なかなかそういう指定の重要性とか保護していくための重要性について、上手く語り継がれていけるのかなと思っております。そのような後世に残るような保護のための施策とか特にございますか。

□教育委員会事務局長（清水貢）

保護につきましては、所有者の方と連絡をとり合いながら、今後の方策について、密にしていきたいなということを考えております。

○４番（住田清美）

数年前ですけれど、所有者に対して、あなたのこれが指定してありますよというような通知をしたり、今後、後の代になったときにしっかりと保護ができますか、みたいなアンケートのようなものをとったこともありますので、ぜひまた機会あるごとに指定にされているということの意識づけも、所有者に対して行っていただき、また市民の方にも、こういった財産があるということをＰＲしていただければと思います。

それから、日本遺産の制度について先ほど市長から答弁をいただきまして、御案内のように、岐阜県の中では二つの町が指定を受けておられます。

このことについては先日、高山市で開かれました観光大学の中で講師の方がこの日本遺産の制度について、ぜひ文化財だけとして捉えるのではなくて、地域のブランド力として、発信すべきだということを強く語られておられました。

飛騨市は指定文化財はもちろんですが、たくさんのさまざまな文化遺産があると思い

ます。ぜひ、観光分野、それから教育分野、いろんな分野の方を含めたチームをつくっていただいて、どこが発信できるのかということをぜひ研究していただいて、この登録に向けても、前向きに検討していただければと思います。

いずれにいたしましても、大切な文化財をやはり守る、それから活用していくことが大切ではないかと思っております。学芸員さんも５名いらっしゃるということですので、それぞれ専門分野があると思います。ぜひ、そういった活かされた専門分野の中で飛騨市の文化財をアピール、保存していくようにお願いを申し上げまして、文化財についての質問は終わらせていただきます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛德）

４番、住田清美君の質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開を午後１時といたします。

（　休憩　午前１１時３４分　　再開　午後１時００分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛德）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。午前に引き続き質疑と一般質問を行います。４番、住田清美君。

○４番（住田清美）

それでは、午前中は文化財を活用して飛騨市を元気にという質問をさせていただきましたが、午後からは、主役である市民が元気でいるために、市民の健康を守る健診事業についてお尋ねをいたします。

生涯を健康で暮らしたいと願うのは誰もが思うことです。しかし、いつどのような病気にかかるかわかりません。そのためにも、常日頃から健診などによって、自分の体は自分で守る意識を持つことが必要ではないでしょうか。

市民の健康状況を知る手段として、これまで、４０歳以上の方の一般的な健診は住所地の自治体が行ってきましたが、平成２０年度からは医療保険者が特定健康診査として実施することとなりました。特に生活習慣の変化等によって、糖尿病等の生活習慣病にかかる方や、その予備軍が増加しており、生活習慣病予防のための新たな健診・保健指導が導入されました。

そこで、飛騨市では４０歳から７４歳までの国民健康保険加入者に対して、特定健康診査を実施し、あわせて２０歳以上の加入者に対しては若者健診として実施することとなりました。７５歳以上の方については、後期高齢者医療広域連合が健診を実施しています。

健診によって病気の早期発見・早期治療はもちろんですが、常にご自分の健康状態を把握し、予防に努めることも重要なことです。それにより健康寿命を延ばし、医療費削減にも貢献できるものと思われます。

そこで、市民の健康を守る健診事業につき、次の２点をお伺いいたします。

最初に、特定健康診査の取り組みについてです。

飛騨市の特定健康診査の受診率は、始まった当初の平成２０年は６８％でしたが、近年６１％で推移しています。特に４０代・５０代の受診率は５割程度で働き盛りの方の健康が気になるところです。

受診率の向上にむけどのような取り組みをされていますか。特に未受診の方の理由を把握し、どれだけでも受診しやすい体制作りに取り組まれているのでしょうか。

また、今回の補正予算にて「特定健診情報提供事業」が提案されています。未受診者のうち糖尿病患者に係る検査結果情報が、医療機関から市に提供されると特定健康診査の受診者としてカウントされるものですが、この事業によりどのくらいの数値を見込んでおみえでしょうか。

今や医療費は年々増え続けています。健診により医療費が削減できるといわれますが、具体的な数値がありましたらお示しください。

がん検診の取り組みについてお尋ねします。

今や日本人の２人に１人ががんになり、３人に１人ががんで亡くなるといわれています。日本人の死亡原因の１位は長らくの間がんとなっています。高齢になればがんになる可能性も高まりますし、日本は世界有数の長寿国ですので、必然的にがんになる人が多くなります。医療技術の進歩によって、がん以外の病気で亡くなりにくいことも、がんになる人が増えている要因かと思います。

このように、我々にとって身近な病気にありつつあるがんですが、早期発見、早期治療が何より大切ではないでしょうか。現在、当市では、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がんの各検診を実施していますが、受診率は目標数値に達しているのでしょうか。更なる受診率の向上にむけてどのような取り組みを行われますか。

さらに、女性特有の子宮がんについては、対象年齢を２０歳以上にしてありますが、乳がん検診については４０歳以上がマンモグラフィによるもの、２０歳以上は超音波による検査が実施されています。乳がんは罹患率も高く若い方の発症もよく聞くところです。２０歳以上からマンモグラフィを導入する方針は検討されていないのでしょうか。また、検診時に託児をしていただければ受診しやすいという声もあります。どれだけでも受診しやすい環境づくりを考慮いただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長　柚原誠　登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

まず、一点目の特定健診の取り組みについてお答えいたします。

特定健診は、平成２０年度から各医療保険者が、４０歳から７４歳までを対象に、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病・高脂血症・高血圧症を予防し、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症などの重症化を防ぎ、中長期的な医療費を抑制するために実施しています。

飛騨市の特定健診受診率は、県内市町村では高い受診率ではありますが、議員ご指摘のとおり、ここ数年は減少傾向にあり、受診率の維持向上が喫緊の課題であります。

受診率向上に向けての具体的な取り組みとしては、新たな広報手段として、公共交通である「ひだまる」に受診啓発を５月１３日から実施しております。

また、受診者の利便性を高めるため、市内の周辺部９会場では、特定健診とがん検診とをセットにした日程を準備し、両方同時に受診できるようにしております。

さらに、前年度に受診率が特に低かった地区に対しては、特定健診の受診効果を示したチラシを作成し、この８月には８０世帯１００人へ保健師が戸別訪問を実施しました。９月には５２世帯７０人への訪問を予定しております。

次に、未受診の理由の把握と受診しやすい体制づくりとして、昨年度、４０歳代の未受診者２８０人に対し、保健師が戸別訪問を行い、受診勧奨と未受診理由を把握するアンケートを実施しました。今年度は、受診率の低い５０歳代の未受診者に対して、訪問による受診勧奨とアンケート調査を行い、未受診理由の把握に努めたいと考えております。

また、今年度は、久美愛厚生病院で特定健診が直接受診できる特別健診日を１１月初旬以降に３日間設定し、日程の不便さを少しでも解消できるよう努めています。

次に、特定健診情報提供事業による受診率向上見込みについてお答えします。

特定健診情報提供事業とは、疾病治療等で医療機関に受診された方が受診先で行った検査のうち、特定健診と同一の検査項目の結果を、本人の同意を得て医療機関から提供いただく事業で、提供者は通常の特定健診受診者と同様に扱われ、特定健診受診率に算入されます。

市内医療機関へ糖尿病で通院されている方が、昨年度約７００人いらっしゃいますが、その内３００人が特定健診を受診されています。この事業は、本人の同意が必要であることを考慮し、残り４００人の５０％にあたる２００人の事業利用を見込みました。仮に、この２００人の方が情報提供に同意されれば、特定健診受診者としてカウントできるため、約４％の受診率の上昇につながると考えています。

次に、健診による医療費の削減効果ですが、特定健診は病気の重症化を予防し、医療費を抑制することを目的としていますが、重症化した場合の医療費と、そうでない場合を現実的に比較することや、特定健診やがん検診による抑制額を推計することは困難です。

しかしながら、生活習慣病で治療された方の平成２７年度の医療費実績を、健診受診者と健診未受診者で比較しますと、未受診者の方が、一か月あたり約１４，０００円高くなっています。これは、健診受診者は、自分の健康管理に対する意識が高いと思われ、加えて保健師が指導等で介入することで重症化が予防され、それらの結果、医療費が抑制されているものと考えております。

未受診者に、特定健診を受診していただくことが健康管理に目を向けるきっかけとなり、結果的に医療費の抑制につながると考えております。

次に、二点目のがん検診の取り組みについてお答えします。

はじめに、がん検診の受診率の考え方について説明いたします。

がん検診は、検診により異なりますが、基本的に４０歳以上の全市民を対象に実施しております。市の健診だけではなく、職場でがん検診や人間ドックを受けた方など受診の形態が様々であるため、正確な対象者や受診者を把握することができません。平成２６年度までの受診率は、４０歳以上の人口から就職者数を減じ、農林水産業従事者を加え、要介護４・５の人を減じた人数を対象者とし、受診者数で除して受診率を求めていました。

この計算を基にした平成２６年度の受診率は、胃がん検診、２３．１％、県で３位の受診率になります。大腸がん検診４３．１％、県で１位、肺がん検診８２．１％、県で１位、子宮がん検診、４２．１％、県で２位、乳がん検診が４５．４％、県で３位となっています。

なお、国の定めたがん検診の目標受診率は、検診の種別にかかわらず、一律５０％となっています。

また、平成２７年度からは受診率の計算方法が変わり、対象者は４０歳以上の人口になり、就職者数等の補正が必要でなくなったため、それ以前の受診率と比較すると、受診率は減少する見込です。

平成２６年度までの５つのがん検診の受診率は、肺がんを除いて国の目標には達していませんが、全てにおいて県内３位以内の上位に位置しています。

受診率の向上に向けて、特定健診と同様に、市内の周辺部で特定健診とがん検診とをセットにした日程を組み、両方の検診の利便性を高めるよう努めております。また、特定健診と同様に広報による啓発が大半でしたが、６月１４日には日本生命相互会社岐阜支所と啓発に対する連携協定を締結し、保険外交員の戸別訪問時に、がん検診の受診啓発のチラシを配布していただくことで、受診率向上に取り組むとともに、今月中には、第一生命保険株式会社岐阜支社とも連携協定を締結し、民間との連携による啓発活動を実施していきます。

また、母子保健事業における乳児健診などの場では、母親に向けて子宮がん・乳がんの説明を行い、健康な体づくりのため、がん検診を受診するよう啓発を行っております。

次に、２０歳以上のマンモグラフィの導入についてお答えします。

飛騨市は、国のガイドラインを参考に４０歳からマンモグラフィ検査を実施しております。さらに若年層の早期発見を促進するため、市独自の取り組みとして２０歳から超音波検査を実施しています。２０歳からの健診にもマンモグラフィ検査をというご提案ですが、若い人は、乳腺密度が濃く、マンモグラフィ検査では、乳腺も白く映ってしまい、病変が見つけにくいため、４０歳未満の健診には適していないと言われています。乳腺密度が濃い若い年代には、超音波検査の有効性が高いことから、超音波検査を継続したいと考えております。

最後に、健診時の託児についてお答えします。

現在は、職員が必要に応じて可能な範囲で対応しておりますが、託児が可能なスペースのある施設で健診を行う場合は、予め託児を可能とする体制づくりを検討したいと思います。

〔市民福祉部長　柚原誠　着席〕

○４番（住田清美）

特定健診、がん検診とも県下の中では上位の数値を示されているということですけれど、まだまだ１００％を目指して、取り組んでいただければと思っています。

その中で、特定健診とがん検診をセットで受けられるようにしてあるということなんですけれど、本当にこれは受診する方にとっては、１回で両方の検診が済むということで大変ありがたい制度だと思いますけれど、これは次年度に向けてもっと回数をふやすことは可能なのでしょうか。

将来的には本当に１回ですめば楽だと思いますので、その辺の方向性については、将来的にいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

がん検診と特定健診を委託しております事業者が異なっております。その関係で、二つの検診を同時に実施するという部分ではかなり調整が難しい部分と、お医者さんの確保をしなければいけないということもありまして、現在、周辺部での医師を無理にお願いしておるような状況です。

同時に、すべての会場で実施できれば、利便性が高まるということは理解しておりますので、できるだけそのような方向では調整したいと思っておりますが、今まで、その方向で調整してまいりましたが、実現しなかったということでありますので、よろしくお願いいたします。

○４番（住田清美）

できれば同時受診ができるようによろしくお願いいたします。

それから、特定健診情報提供事業というのが、数％の上位カウントができるということで、いい制度だと思っておりますが、これの説明書の中では、糖尿病患者の受診結果

を医療機関から提供いただくということなんですが、例えば、その他にも、さっき生活習慣病で言われました血圧の関係ですとか、心疾患の関係で受診されている方の情報提供というようなこと、さらなる疾病について糖尿病以外の方の受診情報の提供というのは今後、見込まれているのでしょうか。

□市民福祉部長（柚原誠）

医療機関に糖尿病で受診していらっしゃる方であれば、空腹時血糖とか、そういうものすべて検査していらっしゃるということで、とりあえず、ことしは糖尿病ということに限定させていただいて、情報提供事業を行うというふうにさせていただきました。

また医療機関の方と協議が必要なんですが、対象を広げるということになりますと、普通の治療では、行わない検査を保険診療の中で行っていただくというようなことも出てくる可能性がありますので、その辺は打ち合わせが必要というふうに判断しております。

今年度は、糖尿病でさせていただいて、広げていけることができれば、広げていきたいと思っております。

○４番（住田清美）

確かに今おっしゃいましたように、空腹時血糖値が今の特定健診の項目に入っているので、糖尿病以外の方の資料の提供は難しいかもしれませんが、未受診者の方がなぜ受けないかというところで、多分、医療機関にかかっているので、特定健診は受けなくてもいいんじゃないの。という方が多々あるんじゃないかと思われますので、その方々のためにもやっぱり、お医者さんにかかっている情報を提供していただいて、それがカウントされれば本人も一応かかってみえるので、健康状況の把握のため、それが市の方に提供されれば、市の保健師さんの市民の健康の把握のためにもなると思いますので、また御検討いただければと思います。

それから乳がん検診についてです今、医療的観点から説明を受けさせていただきました。私は、２０歳以上からマンモグラフィか超音波を選べるような形になればいいのかなと思っていたのですが、今、御説明のように、若い方は超音波の検診がふさわしいということを聞かせていただきましたので、今、本当に若い方でも罹患されます。

昨日もテレビで３０代の方でしたけれど、ステージゼロで乳がんが発見されて、治療を受けてらっしゃったんですが、普通はステージゼロなら、後々、大丈夫かと思っていたけれど、やっぱり再発ということも考えられるというようなことをテレビでもやっていましたので、やはり若い方々にも受けていただけるような啓発を、保健師さんはじめ、皆さんの方でお願いしたいと思います。

特に今月はがんの制圧月間にもなっております。特定健診もまだ実施中ですので、未受診の方にもぜひこの場を借りてたんなんですけれどぜひ、受けていただきたいと思っています。自分のためですので、受けていただきたいと思います。

最後に質問ではございませんけれど、先ほどやっぱり健診を受けている方といない方

では医療費が、ひと月やっぱり１万４，０００円も違ってくるということで、これは年間にすれば大変大きな額にもなりますし、やっぱり早期発見、早期治療の大切さが医療費にも反映してくると思われます。

平成３０年には、今の国民健康保険も県単位になりますので、そうするとまた飛騨市の保険料というものが、医療費に対して保険料が決まってくるというところもあると思いますので、ぜひ、医療費削減に向けての対策も同時に進めていっていただきたいと思います。

それから、健診は特にがん検診とか受けた後に、ひょっとすると再検査をしてくださいという通知が来る場合があります。

そういった場合、やっぱり通知を受けた方は、本当にもうドキドキの状態で白か黒かわからない状況の中でみえると思います。もし、また保健師さんなり、担当の方が後押しできることがありましたら、「心配しないでしっかり健診を受けて行ってらっしゃい」と。これは、すごいことが来たので、というような心配を助長するのではなく、「本当に体を守るためにしっかり受けてください」と言っていただけるような体制づくりについてもお願いしたいと思っております。

以上、市民の健康を守るためとはいえ、自分の体は皆さん自分で守りましょうということで、健診についての質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔４番　住田清美　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で４番、住田清美君の一般質問を終ります。

続きまして５番、森要君。

〔５番　森要　登壇〕

○５番（森要）

それでは、議長より、発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、私も「君の名は。」のことで、一言申し上げたいと思います。

今、お店の方々に聞きますと、確かにたくさんのお客さんが来てくれている実感を得ているということを聞きました。非常にありがたいということを言ってみえるんです。これにはやはり、飛騨のすぐれた美しい自然とか文化とかそういったものが、選ばれたということで、本当にありがたく思っています。

今後、お客さんがたくさんみえると思いますけれども、私たち受け入れる側としましても、飛騨弁でなるべくまろやかにやっていきたいなというふうに思っていますので、本当にありがたいと思っております。

今回の議会には、決算、それから補正予算が出ております。特に二つのことも非常にわかりやすい説明文書がありました。私たち、討議する者としてはありがたいというこ

とで敬意を表するところです。

６月補正には間に合わなかったことを今、９月補正に挙げられました。しかし、まだ挙げられなかったことがあるということで、私は、次年度の予算に向けての関連で一般質問をさせてもらいたいと思います。

大きく三つありまして、１点目は、三中和紙の伝統継承と後継者育成について。２点目は、障害者福祉事業の展開について。３点目は、トイレ改修による受け入れ体制の充実についてお聞きしたいと思います。

それでは、１点目の山中和紙の伝統継承と、後継者育成について、２つ質問をします。

まず１点目の質問は、山中和紙の伝統を守るため、現在、山中和紙を製作されている方々への支援についてであります。

飛騨市の宝の一つである、山中和紙の伝統工芸を継承していくためには、現在、山中和紙を制作されている方々の意見を十分聞いて、対策を講じることが大切です。また、販売促進のための支援も重要と考えます。市の見解をお伺いします。

２点目の質問は、後継者育成事業により、指導を受けている方々へのひとり立ちへの支援についてであります。現在、後継者育成事業により、指導を受けている２名の方は、近い将来、独立したい意向と聞いております。山中和紙による地域の活性化を図る意味でも、後継者がひとり立ちするための支援が必要です。市の見解をお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

山中和紙の伝統継承のお尋ねがありました。２点、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

この山中和紙は、飛騨市にとってかけがえのない宝物であるというふうに思っておりますし、後世に引き継いでいくべき、重要な、そして大切な伝統工芸であるというのが私の認識でございます。

私も、現在制作されているお二人がおられるわけですが、話を聞きたいと思いまして、５月にお尋ねをいたしまして、実際の工房も見学させていただきながら話をうかがってまいりました。

また、ちょうど今、後継者の研修もされているということで、その方々とも話をさせていただいたところでございます。その後も、市の職員が足しげくといいますか、行っておりまして、既に３回訪問していろいろ話をうかがっているということです。

現在、お二人おられるわけですが、お邪魔をいたしましたときに、お一人の方は引退をしたいというご意向でございまして、こちらも、もっぱら後継者が急務であると感じました。もうお一人の方は、ご高齢ですが、がんばってやっていらっしゃいまして、ご子息への引継ぎということも触れておられ、いずれにしましても現在、お二人でござい

ますから、この継承ということは大きな課題となっているということでございます。

今、議員の方から、販売促進も大事ではないかという話がございました。私も同感に思っております。この山中和紙というのは、他方で大量生産、大量販売というものではございません。極めて工芸品といいますか、そうした色彩が強いものであるという認識をしております。

また、今、岐阜県内では、本美濃和紙が世界遺産になったということで、そういった意味でも注目されているわけですが、それとは違う特徴が山中和紙にはあるというふうに思っております。そうした美濃和紙とは違う特徴を表に出しながら、色々な場で紹介する機会を増やす、そして知名度を上げていくことが工芸品としての販路拡大につながっていく、また活用につながっていくのではないかと思います。

また、当然ながら製品にしてくださる方、山中和紙を使って何かの製品を作ってくださる方とのコラボということも大事になってくるわけでありまして、その意味ではデザイナーとの連携がカギになってくるのではないか。そのためにもやはり、知名度を増やしていく、そうした方に山中和紙を知ってもらうようにするといった取り組みが大事ではないか思っております。今後、そうした道も人脈やつてを辿りながら広げていきたいと考えております。

もう一点、後継者の育成事業で指導を受けておられる、お弟子さん達の独り立ちの話がございました。

山中和紙の後継者育成につきましては、平成２７年度より「飛騨市希少伝統産業技術後継者育成奨励金」いうことで、師匠お一人、研修者お二人の計３人の方に対して支援を行っております。話をうかがいましたが、対象者の方々からも感謝をいただいておりまして、大変よい施策ではないかと感じております。

５月に話をうかがいました折には、師匠の方からは、「もう大丈夫だ」と、「研修生の方々は技術を習得できている」とおっしゃっておられましたが、当の研修生のご本人たちは「まだまだ不安が大きくて、とてもとても。もっと習わないと」、とおっしゃっておられまして、引き続き指導を受けたいと強く感じておられました。

私どもとしては、師匠が引退したいご意向もお持ちですので、できるだけ早く自信をつけていただいて、独立していただきたいなと思っております。その中で、独自の工房を持ちたいという大変意欲的なご意見をうかがいまして、非常に心強く思った次第です。

私自身も、この研修生の方々のご希望に沿う形で、河合町内にお二人が自由に使える工房が新しくできることは、大変、望ましいことではないかと考えておりまして、その支援策をどうすべきかということで、市の職員がお邪魔しまして、これまでに２回、そしてさらに今月、４回目を実施する予定となっております。

その中でわかってきておりますのは、山中和紙を作るときの釜とか、そういったものは市販のものがないということで、発注するにもどこに発注してよいのか分からない。まあ、恐らく高額になるのではないか。基本的にオーダーメイドになるのではないか。

と考えております。

現在、何が必要なのかを洗い出していただいておりまして、制作を依頼する場合にはどなたに依頼すればよいのか、そしていくらくらいかかるのかという見積りも含めてその確認作業を行っているのが現在の状況であります。

今後、こうした情報を踏まえ、具体的な工房設置に向けての支援策をまとめてまいりたいと考えております。決してゆっくりということではなく、話がきちんとまとまれば来年度予算にでもと思っておりますし、できるだけ機を逸することなく対応していきたいと考えております。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○５番（森要）

ありがとうございます。ぜひ私も応援していきたいなと思っております。何かできることがあれば、何でも言っていただきまして、私たちも応援していきたいと思っております。

２点目、障害者福祉事業の展開について、３つ質問をいたします。

まず１つ目は、障がい者を対象にした医療の現状と、今後の展開についてであります。発達障がい、知的障がい、心身障がい等をお持ちの方々にとって、専門的な診察、治療をしていただくことは切なる望みです。飛騨市における障がい者を対象にした医療の現状と、市の今後の展開をお伺いいたします。

２つ目は、日中一時支援施設の新設についてであります。障がい児者日中一時支援のピースやなかよしキッズの両施設は、旧保育園や旧小学校を利用しているため、本来の活動に支障を来たしています。市が中心となって、早急に新設に向けた青写真が必要と考えます。市の見解をお伺いいたします。

３つ目は、障害者福祉事業計画書の作成についてです。神岡町の旧東小学校の敷地は、広大で明るく、洪水や土砂崩れの想定もされず、避難場所の確保の面からも、福祉施設の建設には理想的な場所であり、この地を障害者福祉の里として整備していくことも考えられます。

そのためには、飛騨市障害者福祉事業計画書の作成が急務と考えます。飛騨市の障がいのある方々のニーズを捉え、地域の実情に応じた共生社会の実現のため、市は、現状を把握し、今何をしなければならないのか。どのようにそれを、事実実現していくかを、市民にわかりやすく示すことが肝要です。

市の見解をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

障害者福祉事業の展開につきまして３点のお尋ねがございました。

私の非常に思いのある分野でございます。ちょっと丁寧に、詳しく説明をさせていただきたいと思います。

まず、障がい者を対象とした医療の現状と今後の展開という話がございます。

この障がい児者の医療という分野は、私、市長になる前の県職員時代の最後の仕事でございまして、自ら障がい児者医療ということを、恐らく国内では初めてではないかと思いますが、行政分野として標榜し、取り組んできた領域でございます。

この障がい児者医療というのは、特殊な分野でございまして、体系だった診療科がないというのがこの障がい児者医療であります。

例えば、脳性まひなどの肢体不自由児者につきましては、小児科とか整形外科が担当しております。発達障がいは、児童精神科あるいは小児科、そして精神障がいになると精神科が対応しているということで、それぞれ、まとまった、きちんとした診療科が無い。しかも、ある年齢によって、また診療科が変わってくるというような特徴がございまして、まとまって障がい児者医療というような取り組みがなかなかなされていないというのが特徴でございます。

それぞれの障がいの種別のよって課題があるんですが、一番今課題になっているのが、発達障がいであるということで、これに不登校やひきこもりといったとこも加えますと、幅広い医療ニーズが生まれているのではないかと考えております。

発達障がい児の医療というのは、先ほど申し上げましたように、小児科と児童精神科という療育の医師が担当しているケースが大半で、小児科はどちらかというと、乳幼児期から診察を行い、小学校の中学年くらいまでが大体対象になります。

児童精神科になりますと、もちろん発達障がいに加えまして、ひきこもり、不登校、幅広い自閉症スペクトラムという方々の診療を行いまして、対象も二十歳前後まで、少し射程の長い診察をなさっているということでございます。

小児科の先生は割とカウンセリング中心ですが、児童精神の先生になりますと、広くは精神科ですから、薬をお使いになるという特徴もあるわけです。

全国的にみますと、発達障がいの分野は、児童精神科のドクターがこの分野をリードするというケースが多く、岐阜県も、発達障がい児者の支援施策というのは児童精神科医が中心になって運営しているというのが今のところの現状です。

しかし、飛騨市、飛騨圏域広くみますと、児童精神科というのは無く、発達障がいに詳しい小児科医も極めて少ないのが現状で、医師の診察や療育を受けるために、わざわざこの飛騨地区から岐阜とか他県に通院なさっている方が多いというのが今の実情でございます。

このため私は、飛騨市の発達障がい児者医療というものを充実させるためには、専門医である児童精神科医をこの飛騨市に誘致する、確保するということがどうしても必要だというふうに思っております。あわせて臨床心理士・作業療法士これを発達の検査等々、リハビリにあたる方を確保し、そして今あるクリニックのあるいは医療機関の中のリハ

ビリ機関、あるいは、今ある療育施設と連携する格好で、全体として発達を促進するリハビリカウンセリングということも行いながら医療体制を整えていくというのが一つの私の目標としておるところでございます。

ただ、その児童精神科医なんですが、全国的にも極めて少ない状況でして、全国で２９８名しかおられないというのが児童精神科です。岐阜県内は５名です。富山県は２名です。という中で、困難なんだけれども何とか飛騨市に誘致をしたい、というのが私の思いでして、今、私なりに手を尽くして努力をしているところです。

これによってこれが仮に実現できれば、飛騨市の発達障がい児者医療の充実というのは格段に進むであろうと思いますし、またこの飛騨市が飛騨圏域あるいは岐阜県北部全体の発達障がい児者あるいは、障がい児者支援の拠点として、大きな役割を果たしていけるんではないかというようなことも夢見ておるわけでございます。

それと並行いたしまして、これは医療だけで完結するという問題ではなく、発達障がいの方々の正支援というのは、医療もあれば福祉もあれば、教育もあれば行政もある、そこが一体となった体制が取れなければ、これは充分な支援とは言えないと考えております。

現在、そうしたところ本来担うべき機関として、市の発達支援センターというのがあります。ここが本来中心になるべきなのですが、市の行政職員がセンター長をし、また担当職員をしておりますので、専門性に限界がある。また、人事異動がありますので、どうしても継続性に課題が残るということです。

このため私としては、来年度、発達支援センターに専門的な知識と経験を持つ常勤の専任センター長を招聘したい。しかも、これを外部から招聘したいということで現在、調整を行っておるところでございます。

これができ、発達支援センターがしっかりしてきますと、発達支援センターが中心となって学校、市役所、放課後デイサービスなどの福祉、医療機関の連携が取れるようになる。さらに、学校でいろんな適応に課題がある、発達障がいとまではいえないんだけども、いわゆる気になるお子さんという方々が今飛騨市内の小中学校で、１６０人くらいおられますので、この方々達の支援がしっかりしてくるのではないかというふうに思います。

具体的には、これは「個別支援計画」というものを作れるわけでございますけども、これをしっかり作って個別にどう支援したらいいのかというカンファレンスを行えるようになるということをこれによって期待しておるということです。

親さん方は、意見交換をしますと、よくおっしゃいますのは、「小学校で非常にきちんと対応されたんだけども、中学へ移ったときに全然引き継がれてない」あるいは、「保育園までは非常に手厚かったんだけども、小学校に行くとそこが引き継がれてなくて、一からやり直しだ」というような声を聞くわけですが、そこを発達支援センターの専任職員がカバーすることによって、小・中・高まで、一環した支援体制が取れるということ

を目標にしており、ここを何とか実現していきたいと考えてります。

それから２つ目に、日中一時支援施設の新設についてのお尋ねがございました。

現在、飛騨市が地域生活支援事業という形で委託しております、日中一時支援事業所は３ヶ所ございまして、これは飛騨寿楽苑の「ぽかぽかハウス」、飛騨市障がいのある人を支える会の「ピース」、障がい児対象の飛騨市社会福祉協議会の「なかよしキッズ」の３ヶ所でございます。

６月議会の際に徳島議員から質問をいただきまして、「なかよしキッズ」のある、旧神岡東小学校の耐震工事がなされていない、あるいは、水道にさびが混じる等々ということで、非常に老朽化しているわけでして、私はできるだけ早く、新しく新築をして代わるところを見つけたいということを申し上げたわけでございますけれども、現状としてはそんな感じになっておるということでございます。

それから、この「ピース」ですが、神岡町の山田地区の皆さんのご理解をいただきまして、山田地域福祉センターを借用して事業を実施しておるということです。元は保育園でしたので、施設の構造上、支障を来たす箇所が多数あるということで、この両施設をどうしていくのかということが、今、喫緊の課題になっておるということです。

これら日中一時支援事業というのは非常に大事なサービスで、これをなんとか早い時期に、整備の方針の結論を出したいというふうに考えておるところでございます。また、実際の運営にあたっても、日中一時で預かるというだけではなく、療育的な要素も兼ね備えて、ご家族の方々に安心していただける、また、もちろんご本人が、伸びていける施設であるというふうにしたいと考えております。

そうした子どもたちがこう落ち着いて過ごせる、そして伸び伸びと過ごせるという環境を考えますと、これも徳島議員の６月議会のときに申し上げたのですが、「既存の建物の一部を使うというよりは、建物全体を占有できたほうがいい」と思っておりまして、やはり新しい建物を建てるという観点のなかで、現在、なかよしキッズにつきましては、飛騨市社会福祉協議会と協議を行っておりまして、適当な建設場所ですね、議員からは、神岡旧東小学校という話もございましたが、建設場所も含めて、いま、検討を進めたいと思っておるところでございます。

それから、児童発達支援事業所の神岡ことばの教室、ここも実は手狭になっておりまして、現在の場所のままでは拡張が難しいということもあり、なかよしキッズの移転にあたりまして、これとの合築ということもあるのではないかなと、いうことも検討対象として、俎上にあげているところでございます。

それから、ピースにつきましては、ＮＰＯという組織で運営をしておられ、財政基盤が非常に脆弱で、市の建物をいま活用していただいていますが、飛騨市全体の、特に、成人期の支援と言うことになりますと、非常に大きな役割を果たしていただいておりますので、施設整備の支援についても今後検討してまいりたいと思っています。

３点目、障害者福祉事業計画書を作ったらどうかというご提案がありました。

私も市長に就任して半年が経ちまして、この間、いろいろな所をまわり、いろいろな話もお伺いさせていただき、私自身も、市長になってから、こういうふうにしていくという肉付けが自分の中のビジョンで大分できてきまして、こうしたことを分かりやすく市民の皆さんに、分かっていただけるような計画を作ることは、今、大変大事なことだと考えております。

私の考えているポイントといたしましては、先ほども申し上げましたように、医療・福祉・教育・行政の連携体制づくり。それから、医療・リハビリの体制の整備。それから、特別支援学校を卒業した後の就労・通所先の確保。それから、親亡き後を見据えた居場所となるグループホームの整備。そして、今まであまり注目されておりませんが、高次脳機能障害といった、全く支援が手薄になっている分野の障がいへの対応。そして、バリアフリーのまちづくり・観光地づくりなどを全て含めまして、その中で飛騨市がなすべきこと、そして、近隣市も含めた民間法人等と連携すべきこと、あるいは、民間の皆さんの支援をすること、そして、国や県の支援を求めるべきこと、いろいろな縦横の切り口があると思います。そうした仕分けをしたものを、できるだけ早い時期に市民の皆様に、ビジョンとして提示をさせていただきたいと思っております。

議員のご提案も参考に、「飛騨市障がい児者支援ビジョン」仮称でございますが、こうしたものを策定いたしたいと考えております。

なお、障害者総合支援法上の法定計画として、「第５期飛騨市障がい福祉計画」を法定で定めなければならないこととされており、平成３０年度から３カ年、来年度から作業をしなければならないこととされておりますので、これに先立つ格好あるいは並行する格好で、飛騨市全体の障がい者支援のビジョンを示すものをまとめて、市民の皆さんに分かりやすくお示ししていきたいと考えております。

〔市長　都竹淳也　着席〕

○５番（森要）

ただいま、市長より障がい者の医療の現状と今後の展開ということで話いただきました。本当に心強く思いますし、非常に厳しいところでもあるかと思いますけど、ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

なかよしキッズ、それからピースにつきましても、私たちも勉強しまして、本当に大切だなということで、１日も早い青写真をつくっていただきたいなということを思っております。

３つ目の障害者福祉事業、市長が前々から言ってみえます、「だれでもなる可能性がある」「安心してできる」というものを述べられておりました。私たちも本当にそのとおりだと思っておりますが、どのようにして今、何をするのかっていうことがやっぱりわからないので、私たちも一生懸命勉強します。いいものつくっていきたいなということ思っておりますので、できるだけ早くつくっていただくようにお願いいたします。

それでは３つ目のトイレの改修等による受け入れ体制の充実について３点お伺いをい

たします。

まず１点目は、公共施設、体験施設のトイレの改修についてです。

古川町公民館（旧総合会館）のトイレは、洋式トイレが少ない状況であります。吉城山ゆり苑でパンをつくっている方々は、そこに一つある障がい者用トイレを順番待ちで待って利用しています。それから、古川町公民館を利用したお年寄りが和式トイレを利用したとき、立ち上がれなくなって非常に難儀したという例もあります。

古川町公民館や、飛騨市役所等、人が多く訪れる公共施設、また、観光客や、地元の小学生が体験に訪れる、いなか工芸館の観光施設には、和式トイレを洋式トイレに改修する計画を立て、順次、更新していくことが大切ではないかと思っています。

市の見解をお伺いいたします。

２つ目は、まつり会館の広場にあるトイレの改修についてです。

まつり会館の広場にある御旅所横のトイレは、わかりづらく閉鎖的な場所のために、人の監視ができないことにより、過去にはボヤ騒ぎがありました。ここも和式トイレですけれども、他の施設と比べまして汚れが目立っております。

また、起し太鼓の出立祭や、きつね火まつり等のイベント時には、利用しにくい状態で、仮設トイレを匠文化館の付近に設置するなどして対応をされてみえます。この御旅所横のトイレも和式で、女性には不人気であります。洋式トイレの改修とそこへ至るまでの誘導、監視ができる対策が必要だと思います。

市の見解をお伺いいたします。

３つ目は、古川町のまち中整備計画検討委員会の設置についての提案です。

現在、古川町のまちの中のトイレは、円光寺様、殿町の馬場地下歩道、そして本光寺様さくら物産館等にありまして、観光客には非常に好評であります。

しかしながら、身障者用のトイレが不足しており、その対策は急務であります。飛騨の匠文化館の敷地内、町内の空き地、空き家等を活用して、整備していくことは、障がい者の方にも気楽に訪れていただけるまちとして、また、誘客にもつながり、市長が述べられているバリアフリーのまちづくりにも直結いたします。

昨日の野村議員の観光客増加の目標設定の答弁に、「町の新しい魅力の創設」「気楽に入れるスポットの設置」、「空き家の道筋を立てること」など述べられ、私も同じ思いです。障がい者用のトイレの整備、まちなかの空き地、空き家の活用を含め、古川町まち中整備計画検討委員会を設置し、今からそのような準備をしていくことが大切でないかと思います。

市の見解をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは３つ目の「古川町まち中整備計画検討委員会」のご提案につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

私自身、先程も申し上げました、バリアフリーのまちづくりということを一つ目指す姿としております。これは、飛騨古川の観光地としての差別化、こうした意味からも重要なことではないか。つまり、障がいのある方にとって、どのまちよりも飛騨市は歩きやすい、楽しみやすいということが、また魅力になるのではないかというような観点の中で、その体制整備というのが大事だというふうに感じておるところでございます。

先日、高山病弱児を守る会の会長さんの勝田さんという方が、私の所においでになりました。この方は河合町の方ですけども、色々話をいたしました。

その際に、この会というのは、車椅子やバギーなどでお出かけできるスポットを、この飛騨の中で広げたいというのを活動の柱にしておられまして、独自にあちこち回って実際にどうなのかとチェックをなさっているそうでありまして、その結果をご報告を頂きました。

その基準となっておりますのは、車椅子で入れるよということだけでは無くて、障がいのある方のエチケットチェック。つまり、例えばオムツを交換したり、下の方の交換とか、そういったことが必要ではないかということをやったり、あるいは休んだりできる所が有るか無いかというようなところも含めた、幅広い観点でのチェックということなんです。その際に、一つポイントになるのが、ユニバーサルベッドという、ある程度幅の長いベッドがトイレの中に配置されているかどうかというのが、一つのポイントだというようなことをおっしゃっておられました。

ベビーベッドというのが結構あるのですが、ベビーベッドですと子どもになりますので、大きな方ですと使えないということがございまして、ユニバーサルベッドが有るか無いかというようなことも含めてチェックをされたということです。

その基準で、古川町と神岡町の市街地を対象にみますと、わずかに飛騨市美術館と割石温泉のみが対応している。実は、この飛騨市役所すら、その対象になっていない、設備を備えていないと報告を受けまして、「これはいかん」というふうに思ったわけでございます。

また、観光地でも車椅子のまま入れる飲食店が少ない。そして、道の駅なんかでも十分な対応が取れていないということもご報告いただきました。こうしたバリアフリーのまちづくり、まだまだ今後、整備に向けての点検、チェック、そして計画を作って行く必要があるなというふうなことを痛感したところです。

そういった意味で、そうしたトイレの問題、バリアフリーの問題、そしてお触れになりました空き地・空き家の活用、そして、昨日の野村議員の議論にもございましたが、この立ち寄って頂けるスポットをどう配置するかということも含めて、この古川町の飛騨古川の町の中の配置、ビジョンのコンセンサスを市民の皆さんと取っていくというこ

とは、今、ここでやっぱり、やるべきことではないかなということを思っております。

議員ご提案のこの検討委員会、まちなか整備計画検討委員会の設置というのは、大変有効なご提案であるというふうに感じたところでございます。早速、立ち上げについて検討していきたいというふうに思いました。この中では、今申し上げましたような幅広いテーマを扱いますとともに、市民参加の形でいろんな方に加わって頂いて、総合的な検討をしたいということで、立上げに向けて、早速取りかかって参りたいと考えております。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長　東佐藤司　登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

私からはご質問の１点目、公共施設、体験施設のトイレ改修についてお答えいたします。

市有施設のトイレについては、改修にあわせて洋式トイレに切り替えているところですが、未だ多くの和式トイレがある状況です。他方で、高齢者の方が増加している中、和式トイレは利用者の足腰に負担が大きいとの話もうかがい、高齢化が進む本市において、洋式トイレの需要は益々高まっております。観光施設についても同様で、観光客に快適に過ごしてもらうためにも、和式トイレの洋式化は必要であると認識しております。

まず手始めに、今年度は、道の駅「宙ドーム」のトイレ改修にあわせて洋式化を図っているところでありますが、その他の公共施設や観光施設についても改修を進めてまいりたいと考えております。

もちろん経費がかかることですので、特に利用者の多い市役所、振興事務所、公民館等の公共施設、集客力の大きい観光施設等を優先してまいりたいと考えております。

早速、市有施設のトイレを調査させていただき、現状を把握したうえで改修計画をつくり、毎年度一定の予算額を計上し、順次、和式トイレの洋式化を進めてまいります。

〔総務部長　東佐藤司　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長　石腰豊　登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは私からは、２点目のまつり会館広場にあるトイレの改修について回答させて頂きます。

起し太鼓の里広場の御旅所横にあります公衆トイレは、目に付きにくく、特に夜間の防犯上の心配をしております。このことにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。また、イベント開催時に、ステージの位置、設置場所によりまして、非常に使い

にくくなっている、これについてもご指摘のとおりでございます。

この公衆トイレは、平常時の昼間に、まちなかを散策される皆様の利用を想定して設置されたものと理解をしております。設置の位置につきましても、起し太鼓の打ち出しのことなど、これを考慮し、やむを得なかったものではないかと考えております。

状況につきましては、私どもも把握をしておりますので、今後、便器の洋式化を行うとともに、広場からトイレまでのアプローチの平坦化、また、支障木の伐採、トイレの屋内灯、外灯の改修などを行いまして、現在の場所でも、安心してご利用いただけるような対策を講じたいと考えております。

〔商工観光部長　石腰豊　着席〕

○５番（森要）

ただいまはトイレの改修につきまして、非常に前向きの答弁いただきました。ありがたく思っております。それから、まち中の整備計画につきましては、市民参加ということを聞きまして、本当にいいことだと私も思っております。やはり市民の皆さんの意見も聞く委員会にしていただければありがたと思っております。

私は、今回、文化財とトイレの議会だったと思っております。トイレを本当によくするということは、お客様を迎え入れるには一番いいところで、「ここはトイレがきれいだね」といつも聞くことです。ぜひ、トイレということでばかにしないで、改修していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

〔５番　森要　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で５番、森要君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後２時１５分といたします。

（　休憩　午後２時０４分　　再開　午後２時１５分　）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に１３番、高原邦子君。

〔１３番　高原邦子　登壇〕

○１３番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。本日ラストの質問でございます。眠たいでしょうが、しばらく我慢していただきたいと思います。

私は今回、大きく二つのことをお伺いしたいと思っています。

はじめに、ライフラインの一つでもある水道水を供給する事業に関する市の将来に向けての考えを伺いたいと思っています。

まず、老朽化した水道管の更新やアスベスト、石綿、そういった管の交換等、今後もこの水道事業に対しては、安定した供給に対して順次、計画を実行に移していかなければなりません。そして、神岡町に関しては、特殊な事情が水道には存在しています。企業城下町の名残りで、今も鉱山から水を得ている地域があります。また、消火栓を利用する消防、消火栓がないところがあり、それについての現状と今後の水道事業に対する市の考えを伺うものです。

１つ目に、水道が引かれていないところには、消火栓がありません。そういった設置されていない地域は市内どれくらいあり、消火方法はどのような対応を予定しているのでしょうか。例えば、防火水槽を作っているとか、川から直接水を得るとか、いろいろありますが、どんな対応をされているのかを伺いたいと思います。そして、それで消火作業は万全であるというのでしょうか。それも伺いたいと思います。なおかつ、そういった消火栓のないところで、消防署は訓練をしているのかどうかを伺います。

２つ目に、飛騨市の水道管も老朽化して、更新していますけれども、この老朽化というのは、鉱山が供給している水道管も同様のことです。過去の経緯もいろいろあります。

しかし、私は、住民の福祉の増進を図ることを基本としている、地方公共団体の一つである飛騨市が、一企業の、神岡鉱業株式会社にライフラインを負わせることについて、将来的にどうかということも含め、市はどのような見解であるのかを伺いたいと思います。

３つ目、この件に関して、神岡鉱業株式会社と話し合いをしたことがあるのか、あるとしたらそのときの経緯もご披露願いたいと思います。

４つ目、今年度、神岡町殿地区からの要望で消火栓の設置が、出されてきております。この要望された地域は水道が通っていないんです。神岡鉱業から水を得ている地域なんです。そうしますと、消火栓をつくるとなると、水圧が必要なんです。しかし、老朽化したその管からは、その水圧を得ることができません。それで、市の方に消火栓の設置等々は求めたんですが、それに対する市の回答を、私は伺いたいと思います。どのような見解で回答を寄せられたのか。それでもって、市長が常々言っている「元気で、あんきな、誇りの持てる」くらしができるのだろうかと。もしもできるとするならば、その理由を開示していただきたいなと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔消防長　坂場順一　登壇〕

□消防長（坂場順一）

議員ご質問の、１番と４番についてお答え致します。

まず、消火栓の設置についてお答え致します。

消火栓が設置されていない地域は市内に８地域あります。具体的には、河合町内に５地域、宮川町内に３地域となっております。

そうした消火栓のない地域での消火活動を行う際には、消防本部及び消防団では、できるだけ近くにある、消火栓や防火水槽等の水利からホース及びポンプをつないで送水を行う「遠距離中継送水」という方法により、水利を確保して放水することとしております。

この方法による消火作業は、水利を確保して放水するまでにやや時間を要することは事実でありますが、普段からの訓練によって、迅速確実な消火作業が実施できるよう努めているところです。

また、訓練については、救急救助等の災害に対応する必要があるため、消防署から離れた場所での訓練は、通常行っておりませんが、消防署敷地内の庁舎や訓練棟を利用し、消火栓が近くにない災害現場を想定した訓練を随時実施しております。

次に、神岡町殿地区から地域要望に対する回答についてお答えいたします。

この要望は、神岡町殿４７～１０３番地に消火栓がないことから、設置を求めるという趣旨のもので、結論として、現時点で消火栓設置は困難と回答したものです。

この理由ですが、まず同地域は、市の水道管が地区に埋設されていないうえ、要望地で使用されている神岡鉱業株式会社の水道配管の管が古いため、水利として活用できないという環境が基礎にあります。

このため、遠方からの配管設置が必要となりますが、これには、国道４７１号を掘削する必要があり、概ね１０日間にわたって通行規制が必要になること、これに伴って、工事費用が約８００万円と高額になるため、地区に負担していただく分担金が約８０万円と負担が大きくなるという事情がありました。

一方、消防本部の基本として、消火栓等の水利がない場所については、災害現場に一番近い水利からの中継送水で水利を確保することとしており、遠距離中継送水の限界範囲が、一番近い水利より４００メートルであるところ、この地域は３６０メートルと十分に送水可能な範囲にあることから、火災の消防戦術として、消防車両２台による中継体系を取り、水利を確保し、放水する対応ができると判断し、消火栓設置を見送る回答をしたところです。

消防本部では、水利確保が困難な地域を想定した訓練を重ね、消防団との連携を密にする協議や訓練を行っておりますが、ご要望の地域のように、水利状況が悪い場所での消火に対する住民不安がある場合には、地元の皆さまと協議を行いながら、現地での消防訓練実施についても検討してまいります。

〔消防長　坂場順一　着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長　　湯之下明宏　登壇〕

□環境水道部長（湯之下明宏）

私の方からは、２つ目、３つ目についてお答えをさせていただきます。

まず、２つ目の企業にライフラインを負わせることについてお答えをいたします。

神岡鉱業株式会社においては、企業として社宅への給水、社員用に専用水道により給水を行ってきた歴史があり、現在も継続しています。こうした企業の専用水道を使うことは、水道法上想定されていますが、上平専用水道におきましては、利用者の形態が大きく変わり、社宅がなくなっている現状をふまえますと、専用水道としての役割を超えていると思っており、市の水道への切り替えが必要であると考えております。

同様の考え方から、鹿間専用水道の夕陽ヶ丘、旭ヶ丘地区については、平成２６年、平成２７年にかけまして、配水管の整備を行ったところであり、専用水道からの切り替えはほぼ完了しております。

３つ目の、専用水道について神岡鉱業株式会社と話し合いをしたことがあるかについてお答えいたします。

上平専用水道の茂住地区については、旧神岡町時代から簡易水道施設への移管の要望を頂いており、継続的に話し合いを行ってまいりました。

合併後は、平成２３年１０月から平成２７年の初めにかけ、計６回の話し合いを行い、その中で、既存施設の現地確認及び施設の説明を受けました。話し合いでの、最大の課題が新たな水源の確保であります。水源の候補として可能性のある区域はありますが、必要水量の確認などを含め、まだ確たる水源が見出せていない状況であります。

もう一つの課題は、水道施設の移管に要する費用です。９月１日現在、東茂住、杉山地区には、２２世帯、３７名の住民の方と研究施設があります。候補となる水源区域からの給水を想定した概算の事業費は２億２，０００万円となります。

まだ、具体的な費用負担の調整にはいたっておりませんが、専用水道の受入れは、条件によっては、今年度経営統合された、上水道事業会計の経営悪化が懸念されるため、今後、調整が難航することが予想されます。さらに、住民の方の水道料金も異なっており、その調整も必要となります。

これらの課題を含め、飛騨市と神岡鉱業株式会社とで、引き続き連携を行いながら調査し、協議をして参りたいと考えております。

〔環境水道部長　　湯之下明宏　着席〕

○１３番（高原邦子）

ありがとうございます。消防の方にお尋ねしたいと思います。

消防署員が、救急の搬送等があるため、本署を離れることができないので。本当の現地ですね。現地のそういった消火栓のないところとか、いろいろ２台つけなきゃならない、そういったところで実地の訓練はしてないということで、びっくりしたんですけども、私はそういう机上の空論で。やはり、ないところで、しっかりと訓練してこそ訓練

じゃないですか。その辺どう考えてみえますか。

□消防長（坂場順一）

現地での訓練をやるべきではないかということについてお答えいたします。

本来であれば、現地での訓練を実施するのが本意ではあると思いますが、先ほど申し上げましたように、救急救助等の、別災害の事案に対応するため、できるだけ消防署内で現地を想定した訓練をやっております。

今回の場所につきましては、１番最後の消火栓から１番遠い民家まで３６０メートルの距離があります。消防署では４００メートルを想定して、中継訓練それから送水訓練、消防署の敷地にぐるぐるとホースをまきまして、そういう訓練をさせていただきました。

そういう中で、訓練の結果、これは送水ができるというふうに判断をさせていただいておるところでございます。

○１３番（高原邦子）

やはりね、いろいろ救急搬送があるからという場合、いろいろ、ほかの地域の消防署の人に応援を頼んでもらってでも、実際の訓練はするべきだと思うんですよ。

消防署内の消火栓でやって、実際にそこ行って、そこの消火栓がちゃんと動くのかどうか。そういった確認をしなければ、訓練とは言えないんじゃないですか。

もしも、その消火栓がまともに動かなかったらどうするんですか。３６０メートルだからいいなんて。そこを私は言っているわけです。本当現場主義というのはそういうとこじゃないですか。ましてや、そこにはそういった消火栓がないということで不安が余計あるところなんですから、訓練するのが当たり前だと思うんですが、まだそれでもやらないんでしょうか。

私は実際にやって、訓練していかないと河合でもいつか全部、丸焼けになってしまったことあると思うんですが、あのときは川から水だとか言っていたんですけど、なすすべがなかったと聞いています。

私は、いろんな方から火災っていうのは本当大変だということを聞いています。消防の方々には本当に頭が下がる思いでいっぱいです。私の知人が、そういった研修をやっている医師なんですが、警察から頼まれいろんなにところにいくんですが、１番嫌なのは、火災現場の検視とおっしゃっていました。それほどむごい、残酷で大変な現場なんです、火災現場っていうのは。そして、警察官の皆さんも本当に大変だと言っています。

そういった市民が、そういった目に遭わないためにも、そのために消防署の皆さん本当に、２４時間働いてくださっているということに感謝していますけれども、今の消防長の答弁ですと、消防署の近くで練習しているからいいって言っているのでは、市民は安心できないと思うんです。

どうか、ちょっと考え方を変えていただいて、勤務のシステムをちょっと助けてもらって。毎回じゃないわけなんですけど、一応そういった困っているっていうか、ちょっと不安が残るところには、ぜひ赴いて訓練をやっていただきたいと思うんですが、いか

がでしょうか。

□消防長（坂場順一）

現地での訓練につきましては、先ほども答弁に申し上げましたとおり、地元の方と協議をして、そういった場所に不安に思ってみえるとこがあれば、今後検討してまいりたいというふうに申し上げました。

私どもも現地でどんなことがあるかわかりません。現地の訓練も視野に入れながら、今後、やっていく予定ではございますが、ずっと行うということは、ちょっとできませんが、もし、現地の方、住民の方の不安が払拭できるのであれば、協議を行ってやりたいというふうにも考えております。

なお、消防団との連携訓練において、非番公休者に署に詰めてもらって、人員を確保しての訓練は、年に数回行っております。

○１３番（高原邦子）

例えば、ごみゼロのそういったときにも、地域の皆さんに消防署の職員の皆さん、いろいろやってくださっていることも知っております。

消防長、よく御存じだと思うんですけど、私も今回の質問にあたりまして、消防法とか消防組織法の勉強をちょっとさせてもらいました。そこには、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」と書かれていました。十分ですから、何とぞこれからもちょっと頑張ってやっていただきたいと思います。

ぜひ、今、出されてきた地域、しばらくは消火栓が設置できない地域なんです。その地域の方々とも、もう一度話し合いを持っていただきたいなと思いますし、私も、４年ぐらい前にも前の、澤之向消防長等々といろいろ話した経過がありますので、何とぞ、住民の人が不安にならないような御指導いただけたらと思いますので、よろしくお願いしますね。

水道の方のことなんですけれども、今、その地域に水道が通っていないんですよ。環境部長。水道を引くと、今２億２，０００万円かかるので、水道会計を圧迫するので、できないという答弁だったと思うんです。そうしますと、飛騨市において、安心安全で暮らせるっていうのはどういったことになるのかなと思うんです。同じ飛騨市に暮らしながらも。

東茂住の方は５軒ほど、ふえているんです。これはちょっと前の資料で、１７軒で杉山が４件というふうに私はいただいていたので。これは前の資料で申しわけないんですけど。そうしますと、茂住の研究室とか、そういうところは市の水道は入ってないってことですよね。そういったライフラインを、市が関わっていなくて、それでもって、世界最先端の科学都市とかそういうことを標榜することに、抵抗はありませんか。どうでしょうか。

□環境水道部長（湯之下明宏）

現在、飛騨市の水道普及率は９７％を超えておりますが、残りのところは、それぞれ

水道施設で運営されていたり、井戸を掘ってやっていらっしゃるところなど、いろんな形態があるということが、まずあります。

その中で、茂住地区につきましては、これまで専用水道で水が供給されておりまして、今もそのとおり供給されておるということであります。

今御指摘ありましたように、研究施設も含めまして、社宅がなくなったことにより、神岡鉱業株式会社としては、当初の大きな目的が一つなくなったということです。そういったことを考えますと、市への移管ということも考えておるということです。

ただ、費用のことも含めますと、その水源の確保ということ先ほど申し上げましたように、いくつか課題があるものですから、その課題について、会社側様と一つ一つ課題話し合って、解決策を見出していきたいということであります。

○１３番（高原邦子）

私は、神岡鉱山株式会社の企業城下町のというふうに書いたんですけど、私も神岡育ちじゃないので、本当に鉱山の華やかしい頃は知りません。それで、昭和２５年ですか、そのころ、戦争終わって５年ぐらいのときには、何と、神岡鉱山株式会社と三井鉱山株式会社の従業員は４，３００人超えていたんです。そのときの神岡町の人口は２万４，０００人です。６人に１人は、神岡鉱山株式会社に働いていたということなんです。そして、人口が１番多かったのが昭和３５年でした。２万７，０００人です。そのときも従業員は、４，０００人を超えていました。

そして、今回、確かな計算かどうかがわからないんですが、ある方が言っていたんですが、その当時の売り上げがどれだけかっていうことを、計算したら、今でいうと、年６，０００億円だったんじゃないかっていうようなことを言って言われた人がいます。その計算が正しいかどうかちょっとあれなんですが、それであとその話を聞いて、そのころ人口は２万人を超えていたんですが、２万人で割っても１人、３，０００万円です。子供とかその売り上げとったっていうことを、計算したらすごいなって思ったんです。そのころは、やはり企業のいろんな責任とか、社員への福利厚生、そういった面でいろいろされてきたその歴史があります。

しかし今、５００人ちょっとで、非正規の方が多い状態なんです。社員が、正規で３００人いないんです。私がいただいたこの資料では。平成２６年の８月３１日のなんですけれど。そうしますと、正規、非正規入れても５００人ちょっと。昔から比べたら８分の１の従業員です。そして人口も、本当に神岡町は減ってきました。

そういった中で、私が言いたいのは、一企業に加担するわけでもありません。この、地方公共団体の飛騨市が、一企業にライフラインを背負っていただくということが、いいのか悪いのかの気持ちを聞いているわけです。２億２，０００万円かかろうが、３億円かかろうが、住民の福祉向上のため、安心安全な、生活を得るためなら、必要だと思うんですよ。そこをどうとらえているのか。

きょう、明日にしろと私は言っているわけじゃないんです。ちっとも進んでいないん

です、話し合いが。その中には、要は老朽化した管、茂住です。きれいにしてきたらもらってやろうかなんていうような、市とのやりとりもあったとか、なかったとかもいろんなことも聞いております。私は、いま一度考えていただきたい。一企業です。こんなことあっては困るんですが、万が一、鉱山が倒産したらどうするんですか。そのとき、湯之下部長、どうやって市民は水を飲んでいけばいいのでしょうか。

その辺どう考えますか、お答えいただきたいと思います。

□環境水道部長（湯之下明宏）

繰り返しになりますけども、市の水道への切りかえが必要であるということは考えておるわけであります。

一方で、この水道事業の企業会計、これ、法律等でいろんなこともあるわけですけどもそういった中で、どういった方法ができるかによって今までも対応してきたと。

鹿間の簡易水道、夕陽ケ丘、旭ヶ丘についても、専用水道を止めて、市の水道に切りかえてきたという歴史がありまして、こういったことを今後も繰り返していくということであります。

○１３番（高原邦子）

私はぜひ、今の坂巻の国道４７１号の、ここのところに水道を引いていただきたいという思いでいっぱいなんです。もう鉱山は、老朽化した管を新しくしたりとか、そういったことにお金をかけることはできないというようなことをその地区で言われています。

そういったときに、市は、どうとらえていくのかというところなんですよ。私はこの問題も何年も前から、担当部長とは語ってきました。要は水道の事業の計画に入っていないから、その一言でありました。

しかし、本当に、安心で暮らせるには、やはりどこにいたって、どこに住んだって神岡町の中、宮川町であっても河合町であっても、どこであっても、水が安定してくるようなふうに導いていく方向にするのがそれが行政の役割だと思うんですよ。

そこを考えながら、そして、私は、本当に神岡鉱業はなかなか本当に大した会社だなと思うことは、いろんなところに補償なんかもして、そして切りかえたり、いろいろしていますよね。本当に企業として頭が下がる思いです。

しかし、今、このような、直接採掘もなくなり、従業員も減ってきた中で、水道とかこういったところの老朽化等々でお金を費やさせて、従業員を減らしたり、本当にもう、神岡から引き揚げてしまうようなそんな状況を市がつくり出すような、そういうことはやめていただきたいと思います。もっと前向きな、企業も乗ってこれるような、話し合いを持っていただきたいという思いで今回、質問しているんです。

どうか進展させてくださいよ。一企業ですよ。そこにライフラインを負わせている。もういいかげんチェンジしませんかっていうことなんです。そこへの意気込み、前向きに私、とらえていいですか。どうですか部長。

□環境水道部長（湯之下明宏）

基本的に市は、必要であればそういう対応とっていくということです。そのために神岡鉱業株式会社様と話し合いを続けていくということです。

今、残っておりますのは、上平専用水道、いわゆる茂住地区のことで長引いておるというふうに考えております。それについては話し合いをするために、先ほど言いました、水源地をどうするかという、具体的なことを固めながら費用等についても進捗を図りたいということであります。

もう１点、国道４７１号の方については、鹿間専用水道の兼ね合いかと思いますが、これについては直接、公式な話はございませんので、ちょっと確認をさせて、対応させていただきたいと思います。

○１３番（高原邦子）

前向きに、そして、地方公共団体として、行うべき仕事を行っていっていただきたいと思っております。

では次の２番目の質問に移りたいと思います。

今、市内を回っていって、本当に初日のときにも言いましたけれども、どこいっても、景気が悪いとか、そういう話ばかりでした。飲み屋さんも「なかなか来てくれないよ」とか、「行事があったときぐらいかな」とか、そんなような話も聞いてまいりました。市はこういった景気を、現況をどのように、把握しているのか。

私は、昨日もきょうもですけど、いろんな商工会、商工会議所等々に対する支援とか、そういう話も出てまいりましたけど、もちろんそういった団体への協力も大切ですけれども、そういったところに所属してない、会議所、商工会所属してない人の方が多いわけなんですよね。そういった企業っていうか、会社をやっている人、個人事業主いろいろあるんですけど、そういった方々に対して、私はもっと目を向けるべきじゃないかなと思っています。

要は、本当に実際に経済が、景気がよくなるような、そういった緊急経済対策ってものを、市が、打っていかなければいかんと、そういう思いであります。そのことについて、市はどう思ってみえるのか伺いたいと思います。

そして、歩いてみまして、次世代の担い手の確保っていうものは、本当に大切だということも、農家のこととか、歩いてみてもわかりましたけれども、それよりも今、現実問題として、若者が本当にいないんです。人材が足りない状況がありました。人手がないんです。人手がなくて、困っているということを聞きました。

私は、健康管理とかそういったものを必ず行って、そういった方、７０代でも元気な方だったら、意欲のある方、そういった方々を率先して、雇用してくれる会社がもっと増えないかなと思っています。そういった企業等に、市は何かしら方策を立てることはできないのかなっていうことも、伺いたいなと思います。

実際のところ、現実問題、若者がいない。そうしたらどうするのか。やっぱり女子力、

老人力、老人なんていうと、ちょっと怒られてしまいますけれども、元気のいい高齢者の皆さんのお力を利用する。それが私は、地域の実情に一番合うんじゃないかと思っています。そういったことに対する市の考え方もお伺いしたいなと思っています。

次に、交通網の改正が１０月にあるということで説明会等々が行われております。その場で、市の職員から、「もっとこのときの便数をふやしてください」とかなんていう、要望があったときに、「実は濃飛バスでは、運転手さん、従業員が足りない」と。「だから、なかなか便数をふやすということが、できないんです」という、そういった話がありました。

そうなんかと思いまして、私はそのとき、スクールバスのことが頭に浮かびました。

スクールバスというのは、委託されていると思うんですが、委託を受けた会社、濃飛バス、それからニュー飛騨観光さんや北都サービスとありますけれども、フルタイムで全部、その運転手さんを雇っているんじゃなくて、その時間、時間での時間でしか雇っていない会社もあると思うんですよ。それだけの費用は市は出していません。フルタイムでその運転手さん確保の時間の料金を払っていません。

そうしましたら、いや、どうなるんだろうと。バス、スクールバスの運転手さんがいなくなったら、子供たちの教育がどうなってしまうかなということを思いました。

それで、年齢制限を、もう６５歳で、スクールバスの運転手はだめですよ、とかそういうことはかけていないのかとか、将来にわたって今の状況で、スクールバスの運転手さんの確保に対して、どのような認識であるのかを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長　都竹淳也　登壇〕

△市長（都竹淳也）

２項目あったと思いますが、そのうちの一つ、市は景気の現況をどう捉えているかのかという話でございます。

この景況感というのは、どうやって把握するのかというのは、なかなか難しいわけですが、実は色んな試みがあって、統計的にはほぼ確立をいたしております。

ＤＩという数字でも見ていくというのが一般的でございまして、その意味でどのＤＩをどう使うのかということなんですが、景気動向、そのＤＩ、いくつかの団体が出しておりまして、例えば岐阜県産業経済振興センター、岐阜県の景況調査というのがありまして、飛騨地域のＤＩというのが出ております。

また、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県商工会連合会と同じような調査をしておりますし、岐阜県庁は、これは私自身がかつて編み出したものですが、定点観測方式という、一定の企業にずっと聞き続けるということで、それと統計データを組み合わせるという方法で、これは県のホームページに公開されておりますけれども、これでやると、ほぼ市町村の景況感と一致するということを私実感をもってきましたので、きょうはそ

のあたりのデータと、地元金融機関に聞き取っておりますので、そうしたことを含め合わせましてお答えをしたいと思っております。

ＤＩというのは、景気がいいかどうかと聞いて、いいという人から悪いという人をひいて何ポイントになるか、と簡単に言うとこういうことなんですが、岐阜県全体も日本全体も過去２０年以上プラスになったことがございません。ということは、普通に聞くと景気は悪いねって人が圧倒的に多いという状況が続いている、これが日本全国の状況であるということです。

ただ、そのレベル間には差がありまして、そのマイナス幅がマイナス２０とか１０とかいうこともあれば、マイナス８０とか９０とかいうこともあります。リーマンショックの後、それから東日本大震災のあとというのは、飛騨地域のＤＩというのは８０から９０くらいに落ち込みました。今は、だいたいマイナス２０から３０という数字でございまして、ここ２０年来の中ではかなりいい方になっているというのが今の現状です。

それで、景気というのはその瞬間、瞬間じゃなくて、長い流れの中で見ていくのが景気の見方ということですが、概ね今、見方は横ばい状況であるというのが景気の現況であるということでございます。

直近の４月～６月期の飛騨圏域の景況ＤＩというのはマイナス５．５ポイント、前期比マイナス５．５ポイントですからやや低下が見られるということでございまして、これは理由を探ると、製造業が好調ムードで続いてきたのですが、為替が円高方向にシフトしているということ、それから原油の下げ止まりがあるいうことで、足踏み状態になっているということが全体に影響を及ぼしているということです。

他方で、業種による格差、業種内の格差が非常にあるというのが見方でございまして例えば住宅着工は飛騨地域、飛騨市内を見ても実は伸びつつあるというのがみなさんの見方でございます。それから、設備投資意欲が割と堅調に推移している他方で、小売業、飲食業等はなかなか厳しい状況が続いておりまして、この理由としては特に小売ですけども従来の経営から抜け出せてないと、指摘する声が多くございます。

それから土木業、これは工事発注、除雪作業の減収によって非常に厳しい状況にあるということでございます。

こうした景況調査というのは非常に市の政策を決めていくうえで重要でありますけれども、飛騨市では、ここの体系的な調査が行えておりません。高山市は、定期的に四半期ごとにやっておるんですが、この動向がしっかりと捉えられていない、ということがございまして、市独自の景気動向調査を四半期ごとに行いたいということで、今準備を進めておるところでございます。

それから一項目目の二点目、緊急経済対策はどうかということでございます。

緊急経済対策と申しますのは、人口減少とか構造的な消費の減少、先ほど申しあげましたような、長く続くマイナストレンドに対する対応ということではなくて、リーマンショックとか、東日本大震災とかで急激に予期せぬ環境変化が起こったときに、集中的

大規模に財政出動を行いながら、てこ入れをしていくというのが緊急経済対策であると私は、認識しております。

なかなか地方自治体が単独で実施するということが出来ませんので、私自身もリーマンショックの後、岐阜県は緊急経済対策をとるべきではないかという、まさしくその担当責任者をしておりましたので、ずいぶん議論したんですが、岐阜県でもその予算がない。したがって、そのときは国の予算、当時の国で行った大規模な経済対策の予算を活用しまして、緊急経済対策を行ったと、こういうことがございました。

たとえばそのときにありましたが、一番大きなものは公共事業の増額です。公共事業をドンと積むというのが一番大きくなります。それから、プレミアム商品券などもそのときに出てきた手法であるというふうに理解しております。

それで、飛騨市ですが、先ほど申し上げましたように、みなさんに聞いてみたときにＤＩがマイナスですから、景気がいいとは、必ずしもみなさんおっしゃってないのがこれはどこも共通したことなんですが、急激な経済変化かというと必ずしもそうではないということでありますので、年度途中に大規模な補正予算をするというような緊急経済対策が必要というまでの状態ではないのではないか。むしろ、当初予算等々のベースの中で、対策を講じていくということが必要なのではないかとこう感じております。

そういった意味で来年度の予算編成にあたりまして、なるべく乗数効果の高い消費刺激対策。つまり、一定の予算を講じると、他の工事がたくさん出てくるとか、他の消費が増えるとかという対策を優先的に考えていきたいと考えております。先ほどやっぱり長く続くと、商売そのものを変えていかないと対応していけませんので、小規模企業のビジネスそのものを経営改革していく、そうしたことを、しかも自分でしっかりやっていただくということを重点化していきたいというふうに考えております。

また、公共事業、これは非常に直接的な部分ですので、今回もこうした補正があるわけですが、こういったときには積極的に手を挙げまして、獲得をしていきたいということでございます。

それから二点目ですが、担い手の確保についての話がございました。これも本当に議員がおっしゃったとおり、私も全く同感でございましてどこへ行っても人手不足、とにかく人が採れないということの大合唱でございます。

これを、どう掘り起こしていくのかというのは本当に大きな課題であると思っております。これも議員ご指摘のとおり、仕事についておられない女性の方々や、元気なシニア世代、そしてまた飛騨市に戻ってきたいという、３０代～４０代のいわゆるＵターンの方々、この辺りが一つのターゲットではないかなと思っております。

これもデータで見ていく必要があるかと思いますので、国勢調査のデータをちょっとご紹介申し上げたいと思いますが、飛騨市は、１５歳から６４歳の生産年齢人口の労働力率、つまり働きたいと思っている人たちの割合、労働意欲のある人の割合とこういうことですが、県内で５位でして、非常に高いという数字です。特に、女性が県平均を大

きく上回っている、ということです。確かに子育て世代の２５歳～４０歳代は、いわゆる結婚・出産で労働力が落ち込むM字カーブというカーブを描くんですが、これが数字を申し上げますと２０代前半の労働力率が８７．５％なんですが、３０代前半は７１．７％まで落ちます。ただこれも、日本全国同じことが起こるんですが、県平均よりも４％～６％高くて、子育てしながら働く方の割合が県全体よりも多いというのが飛騨市の状況ということです。

そして、M字カーブが今度は終わるわけであります。４０代後半になってくると、M字カーブが終わるんですが、そこでも県平均と大きな差がついておりまして、女性でみますと４５歳～４９歳ではプラス８．６ポイント、５０代の前半５０歳～５４歳はプラス７．４、５５歳から５９歳はプラス９．４、そして６０歳～６４歳はプラス８．５ということで、非常に女性の働く意欲が高いというのが飛騨市の特徴であるということです。

実際の就業率、これは働きたいという方です。働いているという方も４５歳～６４歳で県平均１０ポイント以上、上回っておりまして、その働き方も５９歳以下では、仕事が中心、つまり家事の傍ら働いているのではなくて、仕事の傍ら家事だという人が７０％～８０％ということで非常に活発に仕事されているということです。

しかし、今度はシニア層に絞ってみると、また情勢が変わってきまして、シニア層になると年齢を重ねると共に労働力率が下がってきます。男性になりますと、６５歳を過ぎると下がってきます。女性は、６０歳を過ぎると下がってくる、そして６０％前後に落ちるという現象がおきます。

男性の場合、この中で６０歳～６４歳で仕事のない方、これは平成２２年の国勢調査ですので、直近の状況ではありませんが、６０～６４歳の男性で仕事がないという方が７．７％おられる。ところが、女性になると仕事がないという方が１％以下なんです。つまり働きたいって方がほぼ働きつくしているという状況で、高齢の男性は働きたいけど仕事のない方がそこそこおられて、女性の場合は、働きたい方がほとんど働いておられるというのが飛騨市の状況だということです。

こうしたデータをみていきますと、いくつか課題が出てきます。大きく３つあると思います。

まず一つは、２０代後半～４０代前半先ほどのM字カーブというところ、ここを少しでもあげていく。つまり結婚・出産・子育ての世代に今以上に、より働きやすいような環境作りを支援する、これが一つ。

それから二つ目は、先ほど言いましたように、男性は６５歳から労働力率が下がるんですが、女性は６０歳から下がりますので、もうちょっと長く女性のみなさんに頑張って働いていただきたいということを考えますと、６０歳以上の女性に働いていただけるような意識啓発、これをしていくことだと思います。

そして三番目、これは先ほど言いましたように、勤労意欲はある、働きたいと思うん

だど仕事がないという、６０代の男性に対する雇用を増やしていく。多分この３つではないかと思っております。

それで、今年度も女性の社会進出促進補助制度、あるいは６月補正で計上いたしましたシニア介護事業所就職奨励金などやっておりますが、まだまだ十分ではないというのが私の認識でございまして、これに対する対策は、新年度にしっかりと執っていかなければならないと思っております。

特に、高年齢雇用の促進ということにつきましては、平成２５年４月に「高年齢者雇用安定法」というのが改正されまして、いろんな施策がでてきております。こうしたものも活用しつつ、市の独自の取り組みも検討してまいりたいと考えおるところでございます。

〔市長　都竹淳也　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　清水貢　登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

３点目のスクールバス運転手の現状についてお答えをいたします。

飛騨市のスクールバス運行の現状ですが、古川町及び河合町の９路線に対してニュー飛騨観光バスが受託して、８台の市有バスを使用、さらに古川中学校部活対応１路線を古川循環タクシーが受託して、１台の市有バスを使用しています。宮川町の３路線に対しては飛騨ゆい（旧飛騨まんが王国）が受託して、３台の市有バスを使用、さらに種蔵地区１路線を河合・宮川循環タクシーが受託して、１台の市有バスを使用しています。神岡町内袖川地区の３路線に対しては、濃飛乗合自動車が受託し、同社所有３台の営業用バスを使用、神岡町旧阿曽布地区及び山之村地区の４路線に対しては、北都サービス神岡が受託して、４台の市有バスを使用しています。さらに、和佐保地区ならびに神岡中学校部活対応２路線に対しては、宝タクシーが受託して、同社所有２台の営業車輌を使用して運行しています。

そこで、バス運転手の年齢制限を含めた人材確保についてですが、昨年１０月から市で一括契約している市内コミニュティバス・スクールバス・循環タクシー等の運行委託契約の中では、運転手の年齢制限条項は設定していませんが、濃飛乗合自動車では６２歳までと設定されています。

なお、運転手不足については、神岡営業所管轄の運行業務全体では２名ほど不足していると聞いていますが、他の運行受託会社からは運転手不足ということは聞いていませんので、スクールバスについては、当面、現状どおりの運行ができるものと判断しています。

今後も受託会社における運転手の確保状況については、継続して情報を得つつ、安定的な運営ができるよう連携を密にしてまいります。

〔教育委員会事務局長　清水貢　着席〕

○１３番（高原邦子）

スクールバスの件は、これでいいかなと思っております。

それで、緊急対策のところなんですが、市長は県の頃もやっていたけど、県でも予算がないと。ましてや飛騨市みたいなっていうふうですよね。

もちろん、緊急経済対策っていうのは昨年の暮れにも、国がプレミアム商品券とかいろんなのを出したりしてやっていますし、現下の生活者とか、そういった事業者への支援とか。国が言っているのは、構造的な地方のそういった課題を回復。国民に対して、使ってもらわないかんとかっていうことで国はそういうことをしています。もちろん、国も災害とか復旧災害危機回避のための予算とかということで、緊急経済対策っていうのをとっています。

市長は、大きいスパンで考えていかなきゃならないというなことも言われたと思うんですが、私はそれはちょっと違うと思うんです。いろんな地方自治体には、早速のごとく、今じゃないですよ。そのとき、そのときで、やっぱりこれはっと思ったときに、緊急麻生経済対策本部なんかを設けて、やっているとこがあるんですよ。それはどういうことをやるのかっていいましたら、経済の安定化に資するには、考える事業というものを、その組織をつくって、本部を立ち上げて、そして新規にやること、拡充すること。また、その他で。その他っていうのは例えば、事業の早期実施です。その他っていうのは。拡充というのは今あることをもっと広げること。新規っていうのは、例えばの話ですけど、景気対策のために使う、基金の創設とかいろんなことでうっている、そういった市があるんですよ。

市長は、そこまでの緊急性を感じるほどの経済の悪化状態でないっていう認識なんですが、センサスです。いろんな経済センサス、人口センサス、いろんなことを市長は、統計学上いろいろ述べられて、なかなか客観的にそういったものを取り入れられて、市長の説明には信用が置けるような感じを与えていますけど、私は、実際のところ、そんなもんじゃないと思っています。

そして、担い手のところなんですけども、担い手っていうと、農林部の柏木部長の方では、前から畜産担い手総合整備事業・担い手確保経営強化支援事業とか、そしてもう一つは担い手っていうと、建設業なんかが、三方といいまして、そちらの方向は結構、国も国交省も、それから農林水産省もお金出しているんだけれど、私の言っている、この担い手確保の今回の問題はそうじゃないよと、そこの部署だけじゃなくて、本当に飛騨市内、いっぱい本当に人手がなくて困っているという、そこに対して市はどれだけのことをしてくれるんですか。ということなんです。

市長はいろんな統計とか、そういうのをやっていますけども、実際のところ職員が、どれだけその統計を分析してやっているのか。統計といっても実際と合っていないところがありますから、それをどれだけチェックしているのか。ぜひ、聞き歩いてください

よ。そりゃ、景気いいかって聞かれれば、景気は悪いと答える方が多いというんです。本当に実際、いいこと言われないんです。市長は皆さんからいいこと言われるかもしれませんが、議員は、かなり厳しいことばっかり言われるんです。本当に。今一度、その担い手確保っていうところも、農業と建設業もそうなんです。それだけではなくて、そうではない、国がその事業としてお金出してないところも、市はしっかりとやっていかなきゃいけないし、私は、ぜひ、先ほども、市民とのまち中整備計画検討委員会とかの設置は、市長は、すごく乗り気であるんですけど、私は、１番大切なのは経済だと思っています。人は、「飲食足りて礼節を知る」といいます。まずは経済で雇用があって収入があってこそいろんなことができるんですよ。

それで、本当に福祉の問題そういったものも大切で、私もいろんな人から聞いていますけど、今、福祉以前の問題で経済が疲弊しとるというとこです。私、ぜひ対策本部を立ててやってもらいたいと思います。よその自治体で、そういったことをやっているところを一度、見てください。県もやろうとしたけど、予算がとか、県もできなかったとか、そういうマイナスなことじゃなく、もっと前向きな、市だって「都竹市長ならやるんだ」というところをみせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

△市長（都竹淳也）

県云々っていうのは、緊急経済対策の話で申し上げたので、当然、経済が第一だということは、もういうまでもありませんし、私も、常日ごろそのように申し上げております。そして、今の担い手の話も、人口が減るっていうのはこういうふうに出るのかっていうことを本当に痛感しております。だからこそ、今回でも一番それが顕著に出てきている介護の部分の人材確保っていうのを６月補正で一番力を入れて、いち早く始めたのはそういうつもりなんです。

それから、企業のＰＲの予算も６月の中で入れましたけど、あれもまったく同じつもりで結局、３０代・４０代の層をつかもうと思うと、新卒とは違うアプローチしないと人が集められない。だからそれをいち早く６月にやったのであって、今は緊急経済対策の議論させていただきましたけども、別に、私自身は、これが１番大事だと思って最初からかかっておりますし、そのつもりでおります。

ただ、先ほど申し上げましたように、体系的にそこの整理が政策的になされているかどうかということについて私は十分ではないというふうに思っておりますので、新年度予算で、もう一度その体系をきちんとやっていくことだと思いますし、その体系をつくる中で、部局横断的に当然ならざるを得ないので、そこを初めて本部っていう話が出てくると思います。

ただ、これは構造的な問題で、長く続く話ですから、私は、いっとき、本部を立ち上げてパフォーマンスをやることは、そういうことではなくて、やっぱり恒常的な市役所の中の連携体制、政策立案体制ということでなければいけないと思いますし、その中で先ほど申し上げたような、統計をしっかり見ながら。やっぱり実感と統計は必ずセット

でないといけません。

今回も質問をいただいていろんな分析をする中で、ややそこが弱いという、飛騨市役所の中の弱さがあるということも実感しておりますし、そのあたりも含めて、全庁的に検討する体制はぜひ、とっていきたいと思っております。

○１３番（高原邦子）

経済第一、本当に市民の生活を守っていただきたいし、ライフラインの確保、これもしっかりやっていっていただきたいし。いろいろ問題山ほどあります。本当に市長の立場をわかっておりますけれども、苦言を呈するのが議員の役目でございますので、これからもどんどん言ってまいりますので、よろしく御答弁お願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔１３番　高原邦子　着席〕

◎議長（葛谷寛德）

これで、１３番、高原邦子君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛德）

以上で本日の日程はすべて終了しました。明日の会議は、午前１０時からといたします。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

（　散会　午後３時１８分　）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長　　葛谷　寛徳

飛騨市議会議員（３番）　　澤　　史朗

飛騨市議会議員（４番）　　住田　清美